

パブリックコメント
平成26年10月10日から平成26年11月7日まで

光市子ども・子育て支援事業計画（素案）

平成26年10月

光市

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画期間.....	4
第2章 光市の子どもと子育て家庭を取巻く環境.....	5
1 光市の人口動態等.....	5
2 家庭の就労状況.....	9
3 アンケート調査結果から見る子育て家庭の意識と状況.....	11
第3章 計画の基本的な考え方.....	14
1 計画の基本理念.....	14
2 計画の基本的な視点.....	14
3 施策の体系.....	16
第4章 施策の総合的な展開.....	17
基本施策1 このまち全体でこどもを育てる意識の醸成.....	17
基本施策2 温もりあるコミュニティ、ネットワークによる交流の創出.....	23
基本施策3 すべての子どもを取巻く子育て・子育て環境の質の向上.....	31
第5章 子ども・子育て支援法に定める事業計画.....	47
1 教育・保育提供区域の設定.....	47
2 幼児期の教育・保育の事業計画.....	48
3 地域子ども・子育て支援事業の事業計画.....	50
4 幼児期の教育・保育の一体的提供及び体制の確保.....	56
5 産後の休業・育児休業後の施設等の円滑な利用の確保.....	56
6 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県施策との連携.....	57

7 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備	
に関する施策との連携.....	58
第6章 計画の推進体制	60
1 計画内容の市民への周知.....	60
2 関係機関等との連携.....	60
3 計画の進行管理.....	60

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 背景

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況や、兄弟姉妹の数の減少により、現在の親世代自身が赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えているなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。

また、経済状況や企業経営を取巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し、非正規雇用割合も高まっています。また、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により出産を機に退職する女性や、子育て期にある30代及び40代の男性の長時間労働割合が依然として高い水準にあるなどといった子育て世代を取巻く厳しい就労環境があります。

このような、子育て家庭を取巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まる中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待も発生しています。

さらに、我が国の合計特殊出生率は、平成17年に1.26と過去最低を記録し、その後は、微増傾向にあるものの、平成24年は1.41と依然として低い水準にあり、兄弟姉妹の数の減少により、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。

このような子どもの育ちや子育てをめぐる環境から、子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していく、こうした取組みを通じて、全ての子どもの健やかな育ちを実現することが必要です。

(2) 国の動向

国では、平成15年に制定された次世代育成支援推進対策法に基づき、総合的な取組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取巻く社会情勢の変化を受け、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まり、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定され、子ども・子育て支援新制度が実施されることとなりました。

新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充や質の確保・向上、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しており、消費税率の引き上げによる増収を財源とし、市町村を実施主体として、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行う

こととされ、すべての自治体に、国の指針に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

(3) 光市における子育て支援の取組み

本市では、全国に例のない「おっばい都市宣言」のまちとして、胸で子どもを抱きしめる愛情豊かなふれあいの子育てに取り組んできており、平成20年3月には、「おっばい都市宣言」の理念をすべての人が共有し、すべての人が心豊かに育つまちづくりを推進するための指針として、「おっばい都市基本構想」を策定し、子育て世代が希望にあふれ、すべての子どもたちが父母や地域の愛情に包まれて育つまちの実現に向けて、学校や事業所・地域・行政とが一体となった取組みを進めてきました。平成22年度から実施している「光市次世代育成支援行動計画（後期計画）」においても、おっばい都市宣言の理念のもと、様々な子育て支援施策を展開しています。

(4) 計画策定の目的

以上のことから、子ども・子育て関連3法の趣旨を踏まえ、子どもの最善の利益が実現される社会の実現を目指し、幼児期の教育・保育の一体的な提供への対応や教育・保育の質の確保・向上、家庭における養育支援等を推進する子ども・子育て支援新制度の実施主体として、国が定める計画の基本指針に基づいた事業計画を定めるとともに、「おっばい都市宣言」のまちとして、光市で暮らす人々が、家庭を築き、子どもを生み育てるという希望がかなえられ、すべての子どもが父母や地域の愛情に包まれて健やかに成長できるよう、光市独自の視点を加えて、光市が展開する子育て支援施策を総合的かつ計画的に実施していくために「光市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」にあたる法定計画であり、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）に定める計画の作成に関する事項に基づき策定します。

また、「光市総合計画」を上位計画とし、「おっぴい都市宣言」及び「おっぴい都市基本構想」の理念に基づいた光市独自の施策を盛り込み、光市次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法を根拠とする計画）で展開した総合的な子育て施策を継承する計画として策定します。

子ども・子育て支援法（抄）

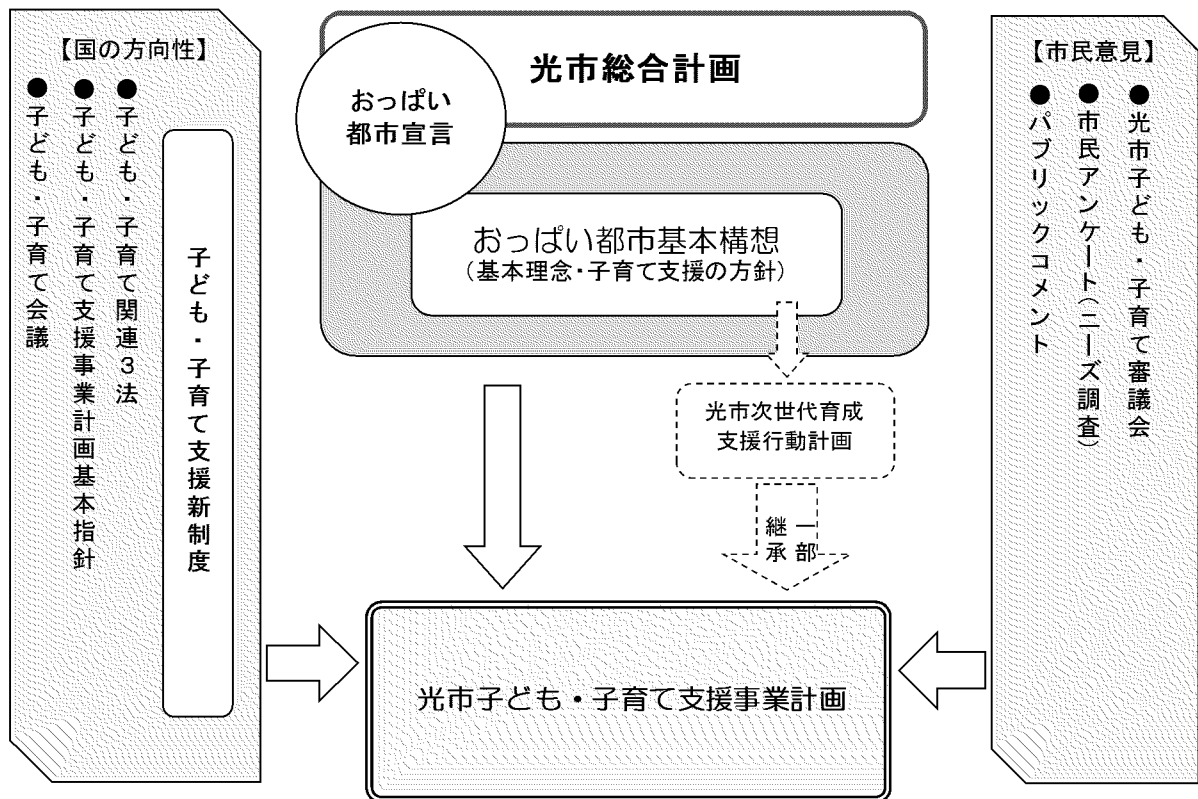
（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成 27 年 3 月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、平成 37 年 3 月まで延長されることとなり、同法第 8 条で定める市町村行動計画の策定は任意となります。本市では、次世代育成支援行動計画に定めたような総合的な子育て施策の展開を子ども・子育て支援事業で一体的に定めます。

子ども・子育て支援事業計画の位置づけ



3 計画期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年を期間とします。

第2章 光市の子どもと子育て家庭を取巻く環境

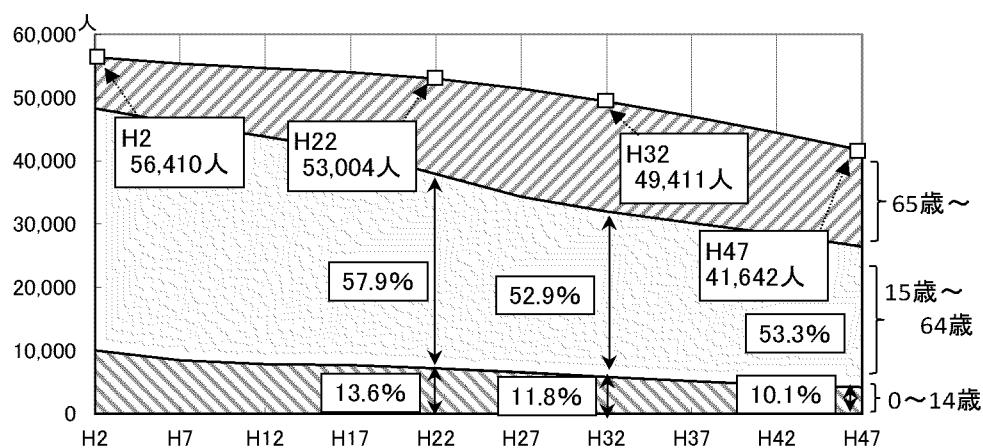
1 光市の人口動態等

(1) 人口・人口構成の推移

総人口は、平成2年の56,410人から減少が続いており、平成22年には、53,004人となりました。平成32年には、49,411人と推計され、今後も総人口の減少が進んでいくことが予測されます。

また、年齢3区分人口の推移をみると、平成2年から年少人口割合（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少する一方で、老年人口割合（65歳～）は増加しています。こうした傾向は続き、少子高齢化が進むことが予測されます。

【人口の推移と推計】



(資料/国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所)

○国勢調査人口値

(単位：人、%)

	H2	H7	H12	H17	H22
総人口	56,410	55,408	54,680	53,971	53,004
年少人口 (0～14歳)	10,011	8,477	7,854	7,717	7,188
構成率	17.7	15.3	14.4	14.3	13.6
生産年齢人口 (15～64歳)	38,287	37,495	35,962	33,838	30,682
構成率	67.9	67.7	65.8	62.7	57.9
老年人口 (65歳～)	8,106	9,436	10,864	12,416	15,080
構成率	14.4	17.0	19.9	23.0	28.5

※年齢不詳のものがあるため、総人口と年齢区分人口の合計が合わない場合があります。

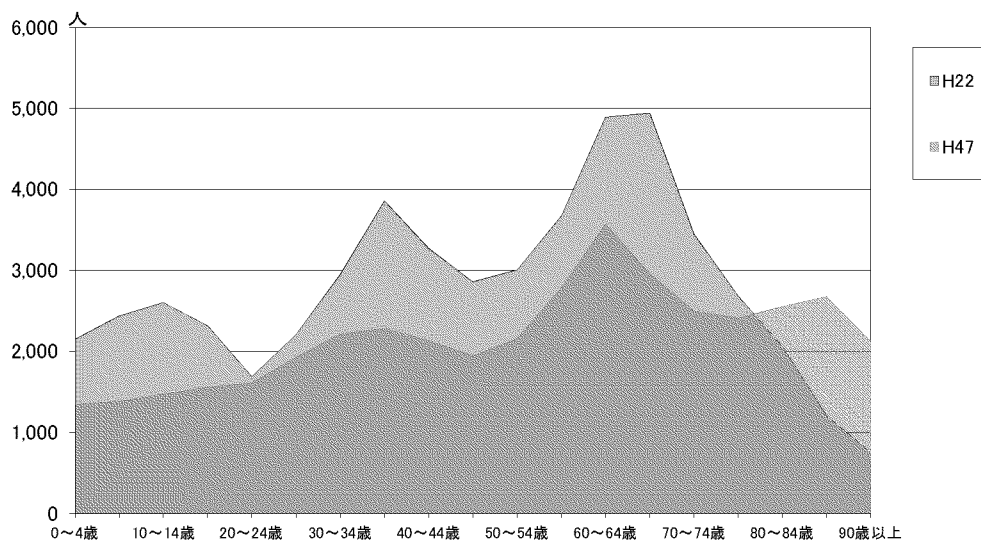
○人口推計値 (国立社会保障・人口問題研究所)

(単位：人、%)

	H27	H32	H37	H42	H47
総人口	51,389	49,411	47,043	44,418	41,642
年少人口 (0～14歳)	6,555	5,811	5,157	4,564	4,210
構成率	12.8	11.8	11.0	10.3	10.1
生産年齢人口 (15～64歳)	27,769	26,151	24,987	23,890	22,205
構成率	54.0	52.9	53.1	53.8	53.3
老年人口 (65歳～)	17,065	17,449	16,899	15,964	15,227
構成率	33.2	35.3	35.9	35.9	36.6

年齢別の人口ピラミッドについては、平成 22 年と平成 47 年の人口推移を比較しても、下図のように全体的に低くなり、右寄りにシフトすることが予測されます。

【人口の現状と将来比較】

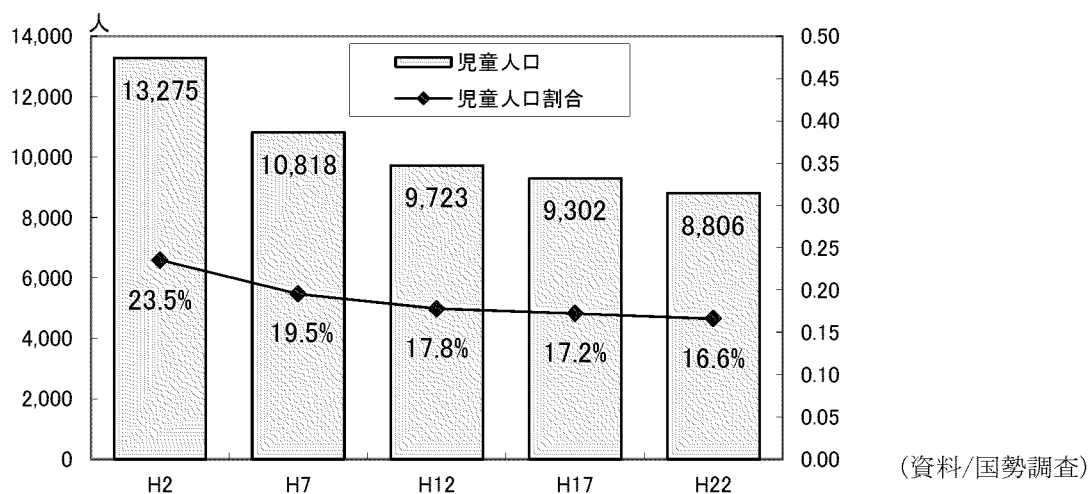


(資料/国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所)

(2) 児童人口の推移

児童人口（18歳未満）は、平成 2 年の 13,275 人から平成 22 年には 8,806 人と大幅に減少しています。総人口に占める割合は、平成 2 年 23.5%から平成 22 年には 16.6%となり、6.9%減少しています。

【児童人口（18歳未満）】

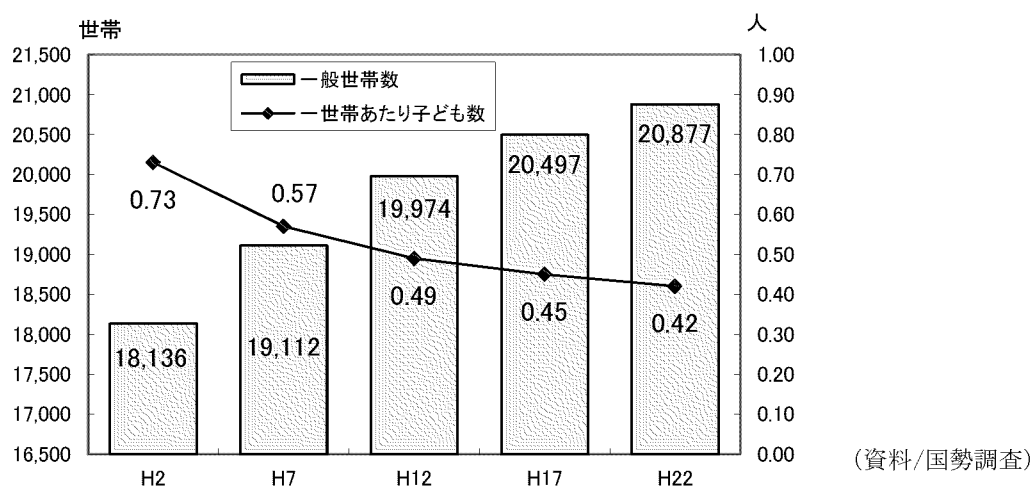


(資料/国勢調査)

(3) 世帯数の推移

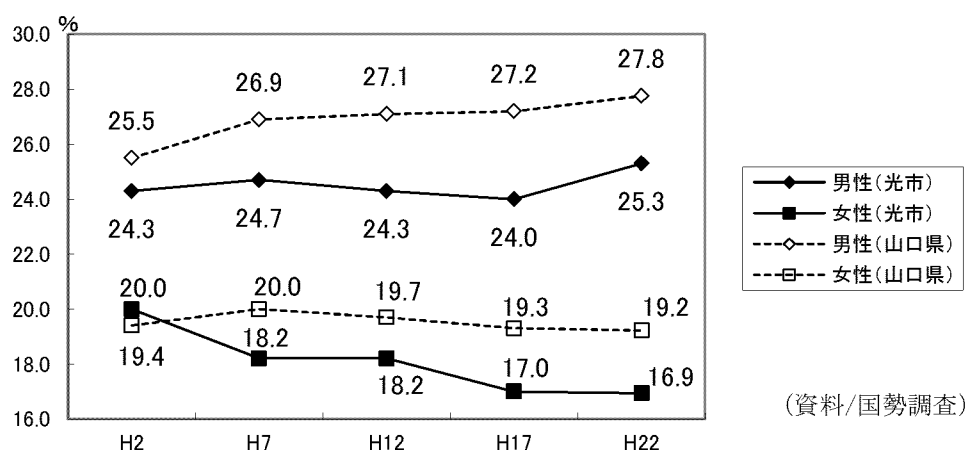
世帯数の推移をみると、世帯の数は平成2年の18,136世帯から平成22年の20,877世帯と、増加する一方で、一世帯あたり子ども数は平成2年の0.73人から平成22年の0.42人に減少しています。

【一般世帯数と一世帯あたり子ども数の推移】



未婚率は、平成2年に比べて、平成22年では、男性は1.0%増加、女性は3.1%減少しており、男性の方が女性より8.4%高くなっています。

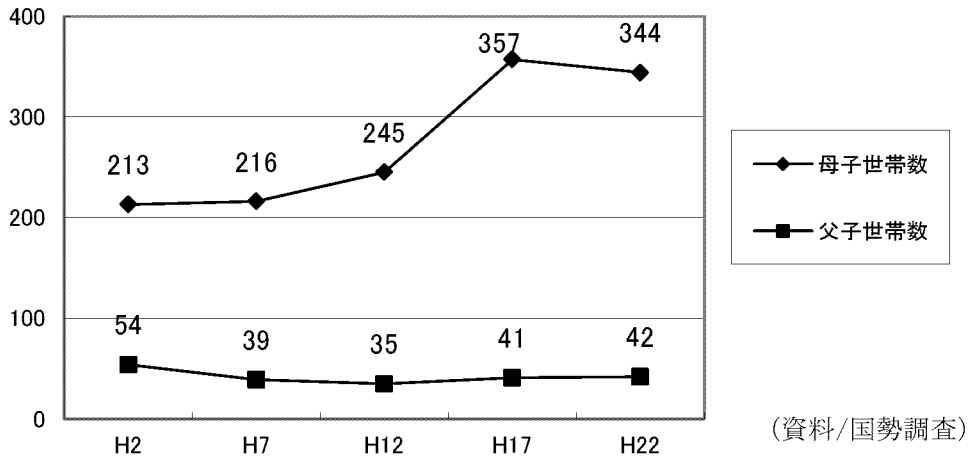
【未婚率の推移】



「未婚率」
15歳以上人口に占める未婚者数の割合です。

ひとり親世帯は、増加傾向にあり、平成 22 年では、父子世帯が 42 世帯、母子世帯が 344 世帯となっています。

【ひとり親世帯の推移】

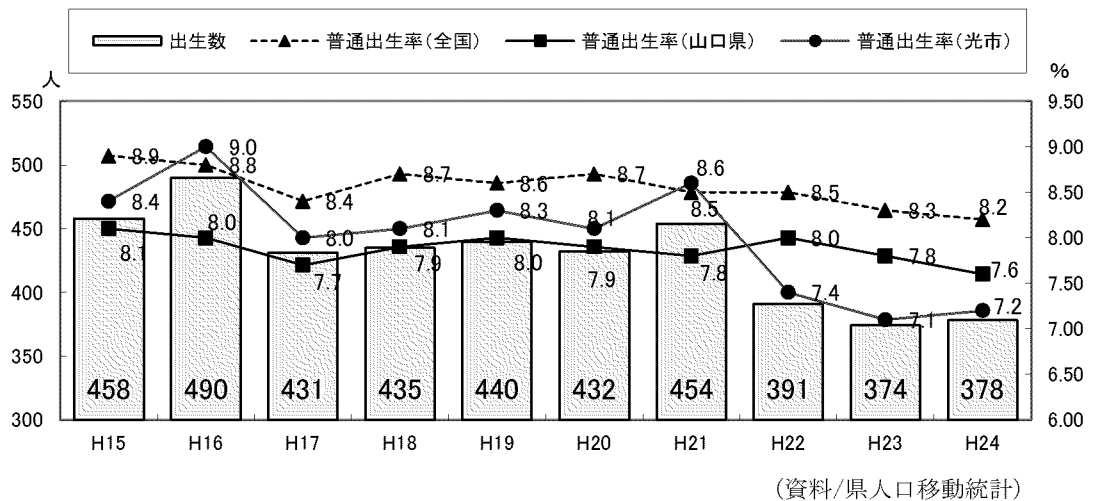


(4) 出生数の推移

出生数の推移をみると、平成 22 年に 400 人を下回り、それ以降は 380 人程度で推移しています。普通出生率は、平成 15 年から増減しながら推移しましたが、平成 24 年には 7.2 となりました。全国に対し低い水準となっています。

全国の合計特殊出生率は、平成 17 年には 1.26 と過去最低となり、それ以降は上昇傾向となっており、平成 24 年では 1.41 となっています。

【出生数の推移】



【合計特殊出生率】

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
全 国	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41
山口県	1.36	1.36	1.38	1.40	1.42	1.43	1.43	1.56	1.52	1.52
光 市	1.49					1.60				

「普通出生率」

年中人口（10月1日現在）に対する1年間の出生数の割合で、人口千人あたりで示します。

「合計特殊出生率」

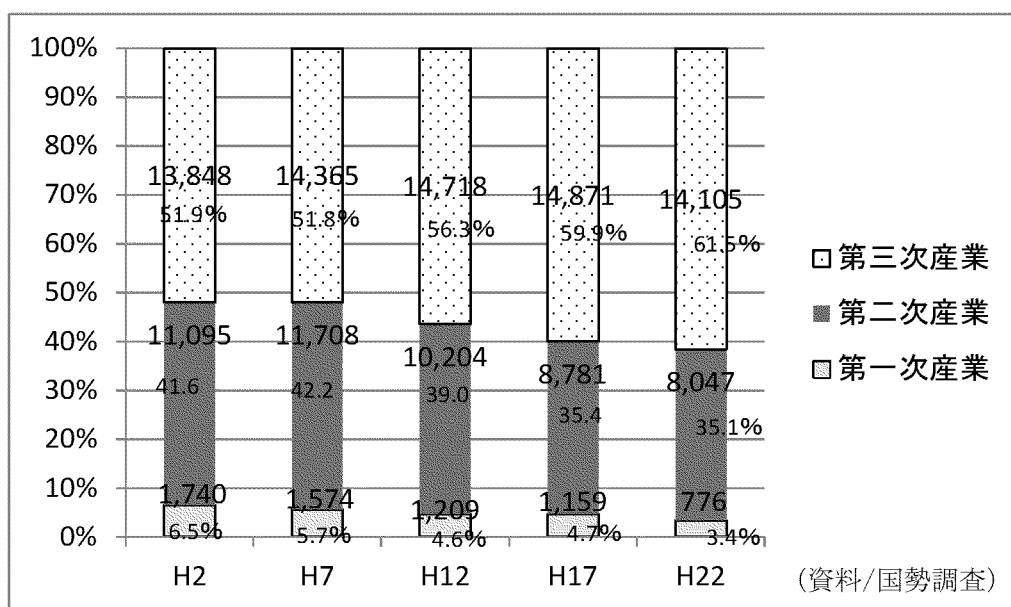
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

2 家庭の就労状況

(1) 産業別就業者数の推移

産業別就業者数は、第三次産業は増加しており、第一次産業と第二次産業は減少しています。平成22年では、第三次産業は、61.5%と全体の6割を超えている一方で、第一次産業は3.4%と低い状態にあります。

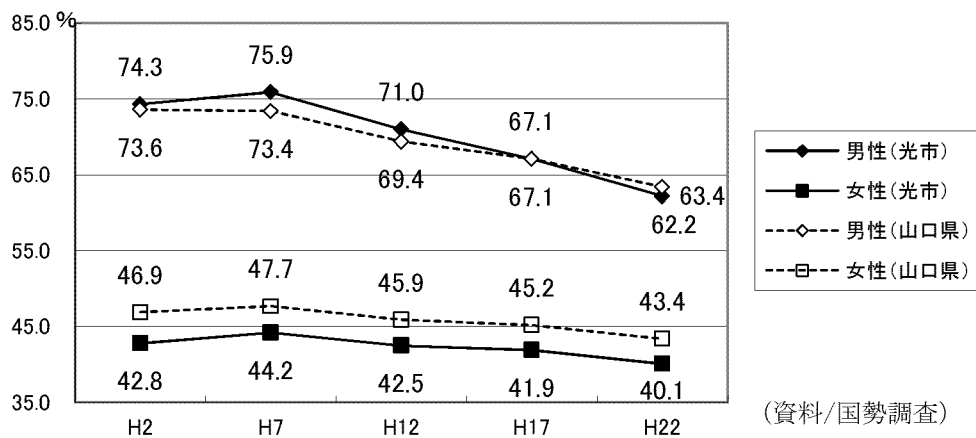
【産業別就業者数】



(2) 就業率の推移

就業率は、男女ともに平成7年から減少が続き、平成22年には、男性62.2%、女性40.1%となっています。県の実業率も、光市と同様の傾向となっており、比較すると、男女とも県より低い率となっています。

【就業率の推移】

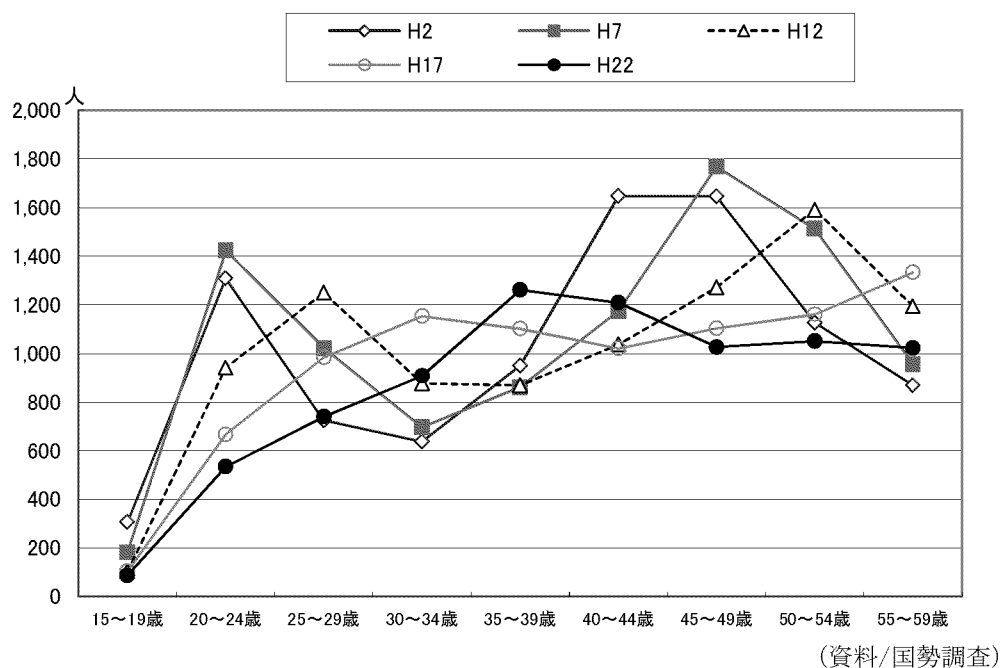


「就業率」
15歳以上人口に占める就業者の割合です。

(3) 女性の年齢別就業者数の推移

女性の年齢別就業者数の推移をみると、平成2年や平成7年では、20～24歳と40歳代でピークを迎えるM字型曲線になっていますが、その後、徐々にM字が崩れ、平成22年には、39歳までの各階級で伸びを示しており、子育て世代の女性も引き続き就労していることがわかります。

【女性の年齢別就業者数の推移】



3 アンケート調査結果から見る子育て家庭の意識と状況

(1) 調査実施方法

調査対象者	①小学校就学前児童の保護者 1,800人 ②小学生の保護者 1,200人
調査方法	郵送による配布回収
調査時期	平成25年10月17日～10月31日
調査票回収数	①小学校就学前児童の保護者 806件 (44.8%) ②小学生の保護者 514件 (42.8%)

(2) 調査結果から見る子育て家庭の意識と状況

ア 主に子育てをしている人

「父母ともに」が5割以上で最も多いが、「主に母親」も4割程度で、母親に子育ての負担がかかっていることがうかがえます。

イ 日ごろ、子どもをみてもらえる人

「緊急時や用事の時には祖父母などの親族にみてもらえる」が5割以上で最も高くなっています。次いで「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」が3割以上で続いています。しかし、「みてもらえる人はいない」が約1割あり、潜在的に支援を要する家庭だと考えられます。

ウ 父母の就労状況

母親の就労状況は、就学前では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が41.4%で最も高くなっていますが、小学生では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が37.4%で最も高くなっています。子どもがある程度成長した段階で、再び働き始める傾向がみえます。

父親の就労状況は、「フルタイムで就労している」がほとんどを占めています。

エ 教育・保育（幼稚園や保育所等）の平日の利用（就学前児童のみの設問）

利用状況は、「利用している」が65.0%を占めています。利用しているサービスは、「保育所（認可保育所）」が58.2%で最も高くなっています。次いで「幼稚園」が36.5%で続いています。

利用希望では、現在の利用状況に比べ「幼稚園」の割合が少し増加しています。また幼稚園の預かり保育の割合が高くなっているほか、認定子ども園も13.5%あり、関心があることがうかがえます。

オ 子どもを一時的にみてもらう事業の利用必要性（就学前児童のみの設問）

「利用する必要がある」は、29.5%となっています。利用する理由は、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹含む）や親の通院 等」が61.8%で最も高くなっており、次いで「私用（買物、子ども（兄弟姉妹含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が55.0%となっています。

カ 放課後児童健全育成事業（サンホーム）の利用意向

小学校高学年（4～6年生）になると利用意向は低くなり、子どもの成長とともに利用の必要性が低下していくことがわかります。

【就学前の保護者の場合】

小学校低学年（1～3年生）の間では31.2%、小学校高学年（4～6年生）の間では14.0%となっています。

【小学生低学年の保護者の場合】

小学校低学年の間では23.2%、小学校高学年の間では、14.8%となっています。

【小学生高学年の保護者の場合】

小学校高学年の間では6.2%となっています。

キ 子育ての楽しさ、つらさ

子育ては楽しいかとの問いに対して、「とても楽しい」または「まあまあ楽しい」と回答した割合が9割を超えています。一方で「あまり楽しくない」又は「全く楽しくない」と回答した方が3～4%おり、また、子育てがつらいと思うことがあるかとの問いに対して、「いつも思う」または「時々思う」と回答した割合が5割を超えており、子育て中の不安や悩みへの支援が必要だと考えます。

ク 妊娠・出産の必要なサポート

「赤ちゃんの育児相談」が最も高く、次いで「子育て中の人との交流」となっています。また、「子育て経験者から話を聞ける場や機会」も多く、相談体制や周囲からの助言の必要性の高さがうかがえます。

ケ 子どもを何人育てたいか

育てたい人数（理想）は「3人」が一番多くなっていますが、育てることができる人数（現実）は「2人」となっています。理想の人数を育てることができない理由は、「育児にかかる費用」が最も高く、経済的支援の重要性がうかがえます。

コ 安心して子育てするための地域での取組み

「子育て中の親子が集える場や遊べる場を増やす」、「子どもと親と一緒にできる活動を増やす」や「学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全や非行防止のための活動をする」の回答が多い一方で、子育ての仲間づくりの機会への参加に対する設問では、小学校就学前保護者では約5割、小学生保護者では7割強が「参加したくない」又は「あまり参加したくない」と回答しており、積極的な人も消極的な人も巻き込んだ、地域ぐるみの取組みが必要になっています。

サ 子育て支援等の要望

「公園や広場など、子どもや親子でのびのび遊べる場所の充実など乳幼児連れでも活動しやすいまちづくり」が最も高く、次いで「子どもの医療費への支援の充実」や「児童手当の拡充、税金の軽減など経済的支援の充実」といった経済的支援も高くなっています。

また、上記のほか、周囲からあればよいサポートや子育て支援に対する自由意見記入欄からは、次のような支援を希望する意見が多く見られました。

- ・休日や緊急時などに、短時間など気軽に子どもを預かってくれるサービス

- ・気軽に相談できる場所や相談体制
- ・親同士、子ども同士、異世代などが集まれる交流の場
- ・子育てに関するわかり易く、まとまった情報提供

※アンケート調査結果の概要は、巻末に参考資料として掲載する予定です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子どもの笑顔は、私たちの心を温かくし、まちを輝かせる原動力となる私たちの大切な宝物です。子どもたちが、ふるさとの自然や歴史・伝統文化に親しみ、学びや遊びの中で心と体を鍛え、たくましく育ち、温かく互いに助け合いながら、「心温かい人」へと成長し、そしてこのまちで受けた恩恵を次の世代へと繋げていくという「幸せのサイクル」の中で、人々が絆を深め、新たなふれあいをつむいでいく、このようなまちの実現を願い、「おっばい都市宣言」のまち光市における計画の基本理念を次のように定めます。

みつめ だきしめ かたりあう
～心温かい人が育つまち“ひかり”～

2 計画の基本的な視点

おっばい都市宣言のまちとして取り組む「おっばい育児」は、おっばい都市基本構想にうたっている「支援」、「育成」、「応援」をキーワードに地域社会全体で子育てを支援していくものです。「支援」は、楽しみながら子育てが出来るように家庭を支援すること、「育成」は、温かくすべての子どもを幸せに育成すること、「応援」は、子どもたちを大切にする地域社会が絆を深め、子育てを応援していく環境を整えることです。また、子育て家庭へのアンケートや子育て中の保護者や子育て支援関係者で構成する光市子ども・子育て審議会での意見を踏まえ、子育ての不安や悩みを和らげ楽しみながら子育てできるような取組み、子育て中の親子や地域の人が集える場づくりやすべての子どもや子育て家庭へのきめ細やかな対応など、子育て家庭のニーズに応えられるような取組みを計画に盛り込む必要があります。

本計画では、このような、子育て家庭のニーズやおっばい都市宣言の基本理念を根底に置き、「支援」、「育成」、「応援」に共通し、個々の心や意識、人との繋がり、周囲の仕組みや環境といった、人が暮らしを営んでいく上での関わりの中から、重点的なテーマを3つの基本的な視点として定め、子育て支援に取り組めます。

① このまち全体で子どもを育てる意識の醸成

- ・ 子育ては、親としての責任を負い、責任を果たしていく負担感や不安感が伴うものもありますが、楽しく、感動的で、子どもの育ちに大きな喜びや生きがいを感じる尊いものであり、地域や社会が寄り添うことで、安心して子どもを生き育てることができる意識を醸成します。
- ・ 子どもたちが、10年後、20年後、大人になったときに、子どもを生き育てることを肯定的に捉え、希望を持つことができるという意識を醸成します。
- ・ 家庭での養育力の低下や児童虐待の増加、地域の繋がり希薄化などを親や地域の責任や

問題などにしてしまうのではなく、今ある状況を容認した上で、子どもの育ちや子育てに対してできることを社会全体で考えていく意識を醸成します。

② 温もりあるコミュニティ、ネットワークによる交流の創出

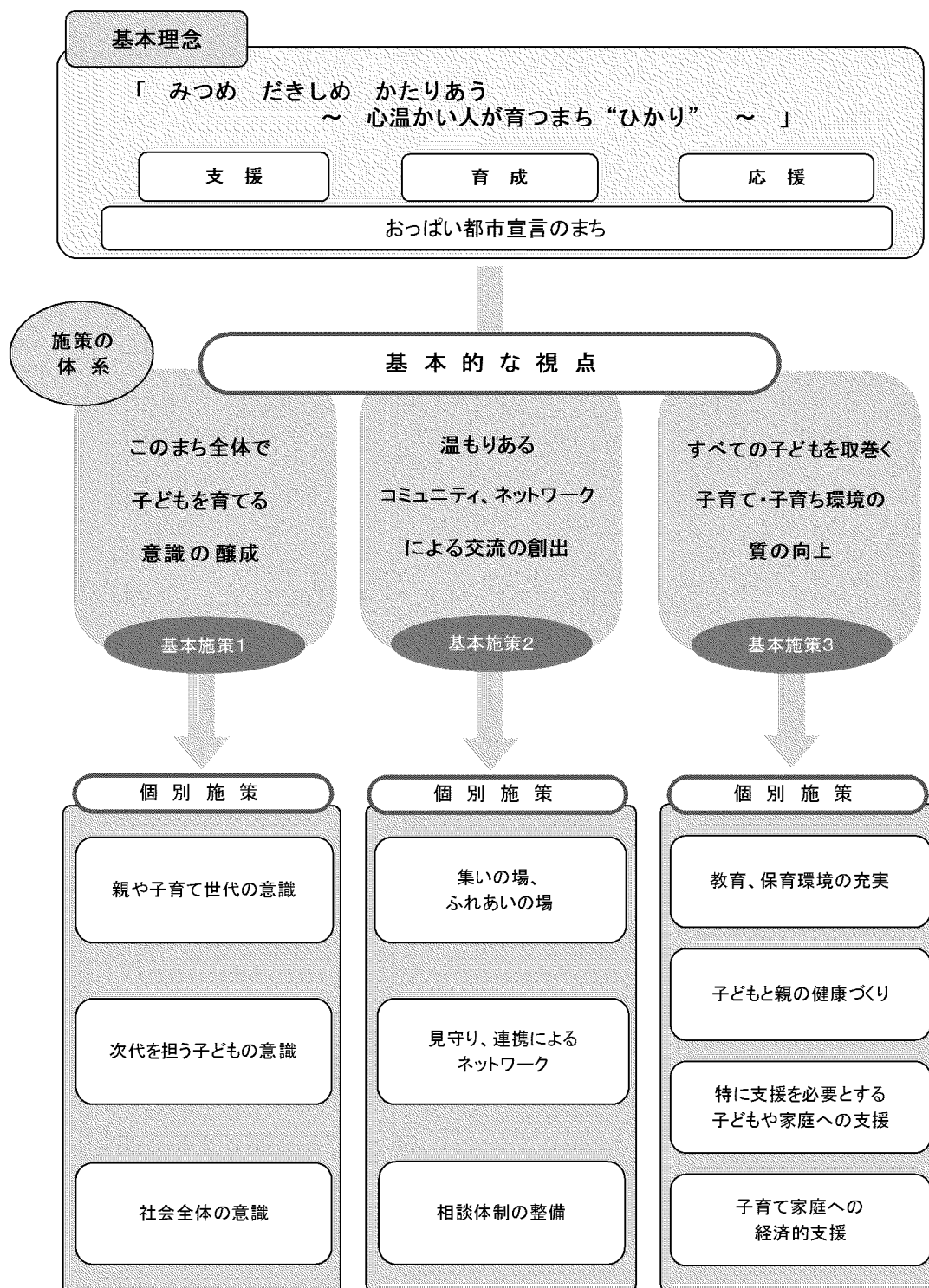
- 親や子どもが気軽に集え、親も子どもも楽しめる場や、親同士、同年齢・異年齢の子ども同士、また大人と子どもなどが交流できるふれあいの場をつくり、子育て家庭の孤立化を防ぎ、親や子どもを元気にします。
- 妊娠・出産や子育てなどの悩みの相談体制、地域での子どもや子育て家庭の見守り・応援や幼保小連携、小中連携、地域との連携など、安全・安心に子育てでき育児の不安や負担が軽減されるネットワークをつくります。

③ すべての子どもを取巻く子育て・子育て環境の質の向上

- 子育て支援の必要「量」を確保しつつ、「量」の拡充により「質」の低下を招かないよう、「質」の確保・向上を図ります。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や子どもの発達段階に応じた適切な関わりを踏まえ、一人一人の子どもを大切に、すべての子どもとすべての子育て家庭へのきめ細やかな支援を充実します。
- 多様なニーズに対応し、家庭をはじめ、教育・保育施設、学校、子育て支援者など、ハード、ソフト両面の子どもを取巻く養育環境を向上させ、光市の子どもの健全な育成を支える土台をつくります。

3 施策の体系

基本理念に基づく子ども・子育て支援施策について、以下のとおり、3つの基本的な視点からなる体系に整理します。



第4章 施策の総合的な展開

基本施策1 このまち全体でこどもを育てる意識の醸成

(1) 親や子育て世代の意識

ア 現状と課題

少子化に伴う兄弟姉妹の減少や核家族化の進行などを背景として、子育て世帯の孤立が進むとともに、子どもへの接し方や育児に関する情報の世代間における伝承が難しくなっており、子育てに関する不安感や負担感が増えています。保護者へのアンケートにおいても、子育てが辛いと思う又はときどき辛いと思う方が5割を超えています。しかし別の設問では、9割を超える方が、子育てはとても楽しい又はまあまあ楽しいと回答しています。

このように、子育ては、親としての責任を負い、責任を果たしていく負担感や不安感が伴うものでもありますが、楽しく、感動的で、子どもの育ちに大きな喜びや生きがいを感じる尊いものです。地域や社会が寄り添い、様々なサポートを行うことで、安心して子どもを生き育てることができる意識を醸成することが必要です。


また、近年、イクメンという言葉に見るように、父親の子育て参加は、以前と比べ進んでいるものの、保護者アンケートでは、主に子育てをしているのは、約5割が父母共にと回答していますが、約4割は、主に母親と回答しており、負担の多くが母親にかかっているのが現実であり、父親の子育て参加や意識改革をさらに進める必要があります。

本市では、子どもの誕生の喜びと愛情をあらわした「子どもの誕生カード」や子育て情報誌による子育て支援情報の提供などにより、親の愛情や安心感を醸成するとともに、「パパの子育てノート」を配付し、父親の育児参加の意識を醸成する取組みをしています。

イ 施策の方向性

- 子育て情報を総合的に掲載した子育て情報誌やホームページ等により、子育て支援事業の広報を図り、子育てへの安心感を醸成します。
- 子どもの誕生の喜びや子どもへの愛情を実感できる取組みを行います。
- 父親の育児参加の推進を図る取組みを展開します。

○施策・事業の展開例

事業名	母と子のしおり・おっぱい冊子					
内容	妊娠届時に、光市の母子保健事業等についてまとめた「母と子のしおり」を配布します。また、おっぱい育児を体系的に啓発するため、「おっぱい冊子」妊婦乳児編、幼児編、小学生編、中学生編を、それぞれ妊娠7か月の妊婦、1歳児の保護者、小学5年生の保護者、中学2年生の保護者に配付します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担当
						健康増進課

事業名	子どもの誕生カード					
内 容	「子どもの誕生の喜びを忘れず、子どもへの愛情を注げる意識の醸成」を図るとともに、「子どもの誕生をみんなで共有し、地域での子育ての輪を広げていく」ことを目的として、市内の対象年度中に生まれた子の保護者から「子どもの誕生カード」を募集します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課
事業名	子育て情報の充実					
内 容	子育て情報誌、ホームページの全面改訂を行います。妊娠・出産期から高校生までのライフステージに応じた情報を総合的に掲載するなど、子育て家庭の利便性の向上を図るとともに、子育て支援等の積極的な情報提供を行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
	検討・作成					子ども家庭課
事業名	パパマママイスター冊子					
内 容	子育て中の保護者を中心に、家庭の養育力を高めるための「親育ちガイドブック」を小学校1年生の子を持つ子育て家庭に配付します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課
事業名	パパの子育てノート					
内 容	妊娠当初からの「父親の自覚」を促す一つのきっかけづくりとして、父子手帳を配付し、父親の育児参加の推進を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課
事業名	パパ出番ですよ					
内 容	乳幼児を対象に父母子による交流「親子体操」を実施し、親子のふれあいを深め、父親の子育て参加を進めます。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課
事業名	男女共同参画の推進					
内 容	父親も母親も主体的に子育てに関わり、親としての喜びや悩みを通して、人として成長できるよう男女共同参画の推進を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						人権推進課

(2) 次代を担う子どもの意識

ア 現状と課題

現在は、一人っ子や少子化による年の離れた兄弟姉妹の減少や世代間の交流、異なる年齢の子どもたちとの触れ合いの機会の減少に伴い、乳幼児とふれあう経験のないまま成長し、子どもとの接し方やしつけなど、基本的な育児に不安を持ったまま親になることが増えています。次代を担う親へと子どもを育成するには、子どもの頃から乳幼児とふれあう機会を提供し、親や地域等への感謝や愛情、愛着を育むような取組みを通して、将来、子どもたちが大人になったときに、子どもを生み育てることを肯定的に捉え、親になることに希望を持てる意識を醸成することが必要です。

本市では、「未来のパパママ応援事業」により、乳幼児とのふれあい体験等の学習を通して、子どもを生み育てることの素晴らしさを知ること、次代を担う子どもたちを人間性豊かな人へと育成し、ひいては、親へと成長していくための貴重な体験・学習の機会を子どもたちに提供しています。

イ 施策の方向性

- 生命の大切さや男女が互いに協力して家庭を築くことの大切さ、子どもを生み育てることの意義や喜び、乳幼児とのふれあい・交流体験など一連の学習を通して、将来、子どもを生み育てることを肯定的に捉え、希望を持った次代の親を育成します。
- 国際交流や人材育成により、地域への感謝や愛着を育み、次代を担う子どもが人間性豊かな人、親へ成長するよう取組みます。

○施策・事業の展開例

事業名	未来のパパママ応援事業					
内容	中学生に乳幼児とのふれあい体験を通して、生命の大切さや子どもを生み育てることの素晴らしさ等について啓発します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担当
						子ども家庭課

事業名	海外派遣事業					
内容	生徒が外国でのホームステイによる生活体験を通して交流を深めるとともに、生活、習慣、文化、語学等幅広い知識を身につけることにより、国際感覚の育成を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担当
						教育総務課

事業名	中学生リーダー養成講座、光ジュニアクラブ					
内容	教育キャンプ・おっばいまつりなどの支援活動や、高齢者・障害者施設の訪問など自主企画活動を行い、自立心をもったジュニアリーダーを養成します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担当
						文化・生涯学習課

事業名	学校給食地産地消					
内 容	地元の食材を学校給食に積極的に取り入れ、食べ物を大切に思う気持ちと地域への愛着を育みます。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						学校給食センター

(3) 社会全体の意識

ア 現状と課題



子育ての第一義的責任は、保護者であり家庭にあります。子育て家庭の負担や不安、孤立感を和らげ、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合っていくには、社会を構成するすべての人が、子育てに理解を示し、寄り添い、サポートしていくことが重要となります。また、近年言われている、家庭での養育力の低下や地域の繋がり希薄化などを、親や地域の責任や問題としてしまうのではなく、今ある状況を容認した上で、子どもの育ちや子育てに対してできることを社会全体で考えていくことも必要です。このように、社会全体すべての人が、子どもや子育て支援の重要性を再確認し、家庭、子育て支援者、学校、地域、企業・職場や行政など全体で、このまちの子どもを育てていこうという意識を醸成していく必要があります。

本市では、子育て家庭や子育て支援団体、子どもボランティアなど、様々な市民と協働して企画・実施し、まち全体で子育てに関する意識を盛り上げる「おっばいまつり」や、男女が共に仕事と生活の調和が図られるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に取り組んでいます。

イ 施策の方向性

- 子育て家庭、子ども、地域団体や企業など、すべての人が協働した取り組みを行い、まち全体に子育ての輪が広がる雰囲気醸成します。
- おっばい都市宣言の普及・啓発を図り、まち全体で子どもを育てるおっばい育児の意識を浸透させていきます。
- 子育て家庭を応援する企業のPRを図るとともに、企業も地域の一員として、ワーク・ライフ・バランスの実現や子育て家庭を応援する意識醸成する取り組みを促進します。

○施策・事業の展開例

事業名	おっばいまつり					
内容	子育て支援団体や子どもボランティアが中心となって、子どもや子育て家庭のためのまつりを企画・実施し、子育ての輪を地域に広げます。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担当
						子ども家庭課
事業名	みんなでハッピーバースデイ子育て応援事業					
内容	地域や事業所と連携して子どもの誕生や成長を祝い、子育て家庭を地域全体で応援する環境づくりを推進します。出生時及び1歳、2歳の誕生日に、誕生日メッセージと子育て応援事業所からの特典シートをお送りします。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担当
						子ども家庭課

事業名	おっぴいのうた、おっぴい体操					
内 容	おっぴいの歌とおっぴい体操を活用し、おっぴい都市宣言・おっぴい育児の普及・啓発を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課・健康増進課

事業名	企業におけるワーク・ライフ・バランスの促進					
内 容	企業に対し、子育て支援の意識啓発や法律で定められた育児休業等に関する制度の実施について、普及・啓発を図り、企業や事業所におけるワーク・ライフ・バランスを促進します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						商工観光課

事業名	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発					
内 容	すべての人が、仕事と生活の調和が図れるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方を普及・啓発します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						商工観光課・子ども家庭課

基本施策2 温もりあるコミュニティ、ネットワークによる交流の創出

(1) 集いの場、ふれあいの場

ア 現状と課題




少子化の進行に加え、地域社会でのつながりの希薄化等により、子ども同士の交流はもとより、地域社会の輪の中で子育てをする機会が減少していることから、家庭での主な養育者となる母親が孤立し、育児に対する不安感や負担感が増大することは現代社会における課題となっています。保護者のアンケートにおいても、安心して子育てするための地域での取組みとして、子育て中の親子が集える場や遊べる場の確保が一番多い回答となっており、このような中、親や子どもが気軽に集え、親子で楽しめる場や、親同士、同年齢・異年齢の子ども同士、また、大人と子どもなどが交流できるふれあいの場をつくり、子育て家庭の孤立を防ぐ取組みが必要になっています。

本市では、子育て支援センターや子育て支援の「わ」事業による子育て中の親子が交流できる場や、放課後子ども教室による地域住民と子どもの交流の場をつくとともに、子育て中の親子の自発的な交流の場としての子育てサークルの育成や支援を行うなどの取組みを行っています。

イ 施策の方向性

- 子育て中の親子が気軽に訪れ、親同士、子ども同士、地域の方との交流により、情報交換や相談をすることで、子育て家庭の孤立を防ぎ、親子が元気になるような集いの場、ふれあいの場づくりを進めます。

○施策・事業の展開例

事業名	子育て支援センター					
内容	子育て中の親子が情報交換・交流できる場や気軽に相談できる場を提供し、育児の負担感や不安感の軽減を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担当
						子ども家庭課
事業名	子育てサークル等の育成と支援					
内容	母親教室等により、子育てサークルの育成を行うとともに、活動の活性化に向けた各種支援を展開、さらには、サークル間の交流を促進します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担当
						子ども家庭課・健康増進課
事業名	子育て支援の「わ」事業					
内容	保育所・幼稚園を地域における子育て支援の核と位置づけ、園庭開放や地域住民との交流、さらには、身近に相談できる場所としての機能を整備し、子育て支援の「わ」を地域に広げます。各公立園が主体的に事業展開を行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担当
						子ども家庭課

事業名	地域組織活動（母親クラブ）育成事業					
内 容	子どもたちの健全育成と児童福祉の向上を目的として、「まちの子はみんなわが子」を合言葉に、地域の世代間交流や児童の事故防止活動など地域での子育て支援活動を行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課

事業名	ふれあいランチ支援事業					
内 容	児童生徒と地域の高齢者等が、共食（食事を共にすること）を通して世代間交流を図り、一緒に食べる楽しさを経験するとともに、食育授業や会食を通して食のマナーや食文化、望ましい食習慣の習得等の食に関する学びと相互の理解を深め、学校・地域等が連携した食育を展開します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						健康増進課・学校教育課

事業名	子育て輪づくり運動事業					
内 容	地域単位（地域の母子保健推進員）で子育ての輪づくり運動を展開し、子育て家庭の交流や地域の人とのつながりを深め、地域での子育てを進めます。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						健康増進課

事業名	児童館					
内 容	小学校児童や乳幼児親子を対象に児童館を開所し、児童の健全な遊びの提供や子育て家庭の交流を図ります。また、ものづくり拠点施設として、ものづくり図書の実施や、地域の団体等によるものづくり体験講座等を展開します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課

事業名	放課後子ども教室					
内 容	地域のボランティア等が主体となり、公民館や学校等を活用した、放課後や週末の子どもの安全・安心な居場所づくりや地域住民との交流を進めます。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						文化・生涯学習課

事業名	子ども会					
内 容	子どもたちのリーダー育成研修や野外体験活動等を通じて、青少年の健全育成を図るとともに、教育キャンプや子ども会大会を開催します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						文化・生涯学習課

事業名	周防の森ロッジ					
内 容	青少年の集団宿泊訓練や野外活動等を通じて、心身の健全な育成を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						文化・生涯学習課

(2) 見守り、連携によるネットワーク

ア 現状と課題

【訪問と見守り】

子育て家庭の孤立を防ぐには、交流やふれあいの場をつくることは重要ですが、さらに、子育て家庭への戸別訪問や見守り体制も必要になっています。訪問による直接支援や見守りで、その子育て家庭が求める支援の把握や情報提供を行うことができ、また、関係機関と連携することによって、必要な支援の提供につなげる、また、相談支援につなげていくことができます。特に、様々な理由により交流の場に出てくることができない子育て家庭については、支援者側からのアプローチと地域の見守りによる連携体制が必要になってきます。本市においては、乳児のいるすべての家庭に母子保健推進員や保健師が訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」や支援が必要な家庭への「養育支援訪問事業」、行政・地域・家庭が一体なって見守る「ひかり子育て見守りネットワーク」の構築などに取組んでいます。

【幼保小連携など】

子どもの発達、成長の段階に応じて、様々な支援が必要になり、その支援は、妊娠・出産期から切れ目なく続くものです。質の高い支援を行うためには、教育・保育施設等の子ども・子育て支援を行う者同士相互の連携が必要であるとともに、幼稚園及び保育所等と小学校等の連携、また、小学校と中学校との連携についても重要です。

本市では、連携・協働教育を推進しており、連続性・発展性のある教育実践及び接続期の充実に視点を置き、光市連携・協働教育推進協議会において市の推進方針を協議するとともに、幼保小連携教育研修会や小中連絡協議会等の組織を充実・改善しながら、幼保小及び小中の連携を図っています。

【青少年健全育成】

子どもは、家庭や学校、地域を舞台に様々な人と交流し、葛藤や経験を繰り返しながら人間関係を形成し、大人へと成長していきませんが、情報社会の進展等により、青少年犯罪の低年齢化と凶悪・粗暴化が進行する一方で、子どもたちが被害にあう事件が全国各地で相次ぐなど、青少年をめぐる問題は大きな社会問題となっており、社会全体で健全な青少年を育成していくことが求められています。

本市では、学校外における児童・生徒の生活指導及び補導活動や子どもに悪影響を及ぼす有害図書等に対する環境対策活動を実施するほか、メロディパトロールによる小学校低学年の下校時の防犯対策など、家庭や学校、地域が一体となって地域での見守り活動を展開します。

イ 施策の方向性

●子育て家庭への訪問の実施や地域による見守り体制を整備するとともに、関係機関への連携が図られるようネットワークを構築し、適切な支援へつなげていきます。


●連携・協働教育による学校間連携、幼保小連携を推進するとともに、地域と連携した学


校づくりを展開していきます。


●子どもを被害者にも加害者にもしないよう、家庭や学校、地域が一体となった見守り活動を行うとともに、子どもに悪影響を及ぼす性や暴力等に関する問題について、地域、学校及び家庭等が連携し、環境対策活動を進め、安全・安心な体制の確立を図ります。


○施策・事業の展開例


事業名	こんにちは赤ちゃん事業					
内 容	すべての乳児（生後4か月まで）のいる家庭に母子保健推進員や保健師が訪問し、育児についての適切な情報提供や相談、見守りを行うことにより、保護者の育児不安等の軽減を図り、母子の健康の保持・増進を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						健康増進課
事業名	母子保健推進員の個別訪問					
内 容	母子保健推進員が妊産婦や乳幼児のいる家庭に訪問し、子育て等の相談や子育て支援情報の提供など、母子の身近な相談相手として活動し、子育て家庭の孤立防止や育児不安の軽減を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						健康増進課
事業名	養育支援訪問					
内 容	子育てに対し不安や孤立感等を抱える家庭や虐待の恐れがある家庭など、支援が必要とされる家庭に対し保健師や助産師、臨床心理士等が訪問し、適切な支援をします。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						健康増進課・子ども家庭課
事業名	ひかり子育て見守りネットワークモデル事業					
内 容	児童虐待の未然防止、早期発見や地域養育力の向上を目的とし、ひかり子育てサポーターや子育て支援コーディネーターの育成を行うなど、行政・地域・家庭が一体となった草の根的な子育て見守りネットワークを構築します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課
事業名	子育て支援者ネットワーク事業					
内 容	子育て支援団体の交流を進め、地域で連携して活動ができる環境を創出します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課
事業名	児童委員・主任児童委員					
内 容	地域において、子育て家庭の様々な相談に応じます。また、行政などと連携し、子育て支援の利用できる制度やサービスの紹介等も行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						福祉総務課


事業名	連携・協働教育推進事業					
内 容	幼保小連携により就学前教育と小学校教育との円滑な接続や小中連携により義務教育9年間を見通した、発達段階に応じたきめ細やかな系統性と継続性のある学習指導等を実施します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						学校教育課


事業名	コミュニティ・スクール推進事業					
内 容	学校・保護者・地域住民・学識経験者等を中心とした学校運営協議会を設置し、地域ぐるみの学校づくりを目指します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						学校教育課


事業名	学校支援地域本部事業					
内 容	地域のボランティア参画等により、学校を地域全体で支援していく体制を整えるために、地域コーディネーターを配置し、学校と地域、公民館等とのパイプ役としてサポートします。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						文化・生涯学習課


事業名	青少年健全育成市民会議					
内 容	青少年の心を育てるキャンペーン「大人が変われば 子どもも変わる運動」を掲げ、「あいさつ運動」や「安全・安心のまちづくり」を推進します。小学校1年生への防犯ブザーの支給や「市長と語るう青少年のつどい」を開催します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						文化・生涯学習課


事業名	校外補導連盟					
内 容	長期休業中や市行事開催時など学校外における児童・生徒の生活指導や補導活動を行い、児童・生徒の健全育成を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						文化・生涯学習課

事業名	周南広域校外補導連絡協議会					
内 容	周南広域圏（光市・下松市・周南市）の学校外における児童・生徒の生活指導や補導活動を行い、児童・生徒の健全育成を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						文化・生涯学習課

事業名	青少年補導委員連絡協議会					
内 容	長期休業中や市行事開催時などに各地区における巡回補導活動を行い、児童・生徒の非行防止及び青少年の健全育成を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						文化・生涯学習課

事業名	子ども環境クリーンアップ活動					
内 容	山口県青少年健全育成条例に基づき、図書類取扱業者における有害図書の区分陳列や、深夜営業店における青少年の入店規制などについて、立入巡回点検及び指導を行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						文化・生涯学習課

事業名	有害図書等の回収処理活動					
内 容	市内に設置している白ポストにより、ポルノ雑誌やアダルトビデオ・DVD等を回収・処分します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						文化・生涯学習課

事業名	メロディパトロール					
内 容	小学校低学年の下校時にあわせ、青色回転灯を備えた公用車で「犬のおまわりさん」のメロディを流しながら巡回し、児童の安全確保と市民の意識啓発を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						文化・生涯学習課

(3) 相談体制の整備

ア 現状と課題


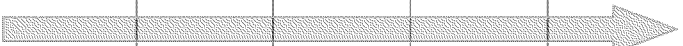
核家族化の進行などを背景として、子どもへの接し方や育児に関する情報の世代間における伝承が難しくなっています。親同士の交流によって、不安や悩みが解消される場合もありますが、発達気になる子どもなど、専門家への相談が必要になってくる場合もあり、相談事業の必要性は増えています。保護者のアンケート調査においても、出産後に必要なサポートとして、赤ちゃん育児相談との回答が一番多く、また、周囲に期待するサポートとしては、気軽に相談できる場所の確保という意見が多く見受けられ、相談事業に対するニーズは高いものがあります。また、様々な子育て支援事業を展開している現在においては、各家庭の状況に応じて、その子どもや家庭に必要な情報の提供や関係機関へ繋ぐなどの、総合的な利用者支援を行う相談体制の整備が求められています。








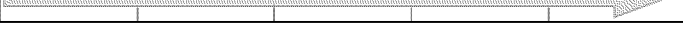
本市では、保健師等により、妊娠から育児期の子育て等に関する不安や悩みに対応するおっばい相談・妊婦相談や育児相談等を実施するほか、発達気になる子どもを対象にした相談会を開催しています。また、公民館に保育士等が出向き、育児相談等を行う保育出前講座や家庭児童相談員による子どもに関する悩みの総合相談を実施するなど、様々な相談事業を展開しています。

イ 施策の方向性

- 子どもの発達段階に応じた相談体制を整備し、妊娠期や育児期等の不安軽減や悩みの解消を図ります。
- 発達気になる子どもの相談体制を整備します。
- 子育て支援等の総合的な利用相談に応じ、個々のニーズから利用可能な子育て支援サービスの情報提供や関係機関へ繋ぐなどの相談体制を構築します。

○施策・事業の展開例

事業名	おっばい相談・妊婦相談					
内容	妊娠～育児期の子育て等に関する不安や悩みに対応する「おっばい相談電話（子育て何でもテレフォン）」の開設や、妊娠中の不安軽減や健康増進を図ることを目的とした電話・来所・メール等による相談を行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担当
						健康増進課
事業名	育児相談・のびのび相談					
内容	育児相談や1歳児・2歳児お誕生相談を行い、保護者の育児不安の軽減や子どもの健やかな成長発達を促します。発達について心配なケースに対しては、臨床心理士によるのびのび相談を行い、子どもの健やかな発達や経過観察、支援を行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担当
						健康増進課

事業名	歯科相談					
内 容	むし歯を予防するために、あいぱーく光や各公民館で、歯科衛生士による歯みがき指導や歯の健康管理に関する個別相談を行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						健康増進課
事業名	5歳児発達相談					
内 容	発達の気になる子どもを対象に相談会を開催し、発達障害の早期発見・早期支援のシステムを確立し、子どもの育ちを支援します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						健康増進課
事業名	保育出前講座					
内 容	家庭における養育力の向上や地域における子育て家庭の交流を図るため、公民館に保育所・幼稚園・子育て支援センター職員等が出向き、親子遊びや保育相談などを実施します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課
事業名	利用者支援事業					
内 容	子育て支援等の総合的な利用相談に応じ、個々のニーズから、利用可能な子育て支援サービスなどの情報提供や関係機関へ繋ぐなどの支援を行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課
事業名	家庭児童相談					
内 容	家庭児童相談員等が子どもに関する悩みの相談を受け、関係機関との連携を図りながら適切な支援を行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課
事業名	専門家による教育相談					
内 容	園児・児童・生徒の家庭及び学校生活における悩みや不安のある本人・保護者・教職員を対象に、スクールソーシャルワーカーによる面接相談を行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						文化・生涯学習課
事業名	ヤングテレホンひかり					
内 容	多様化する青少年の問題に対応するため、本人・保護者・教諭を対象に、悩みや問題解決の糸口をつかむことを目的に、フリーダイヤルによる電話相談対応を行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						文化・生涯学習課
事業名	食育相談					
内 容	乳幼児から高齢者まで健全な食生活の実践を支援するため、電話・来所・メール等による相談を行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						健康増進課

基本施策3 すべての子どもを取巻く子育て・子育て環境の質の向上

(1) 教育、保育環境の充実

ア 現状と課題

【幼児期の教育・保育事業】

核家族化の進行や勤務時間帯の多様化など、幼児期の教育・保育を取巻く社会環境が大きく変化する中で、教育・保育サービスは、幼稚園や保育所などの平日の施設での教育・保育だけでなく、休日の保育事業や、一時預かり保育事業、子どもが病気の際の病児・病後児保育事業などの事業や、小学生の保護者においても、放課後の過ごしませ方で、放課後児童健全育成事業（サンホーム）の利用を望み、対象学年の拡大が必要だとするアンケートの回答もあり、家庭の実情に即した多様できめ細やかな事業の提供が求められています。

幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進は、子ども・子育て支援新制度において国が進める施策のひとつであり、認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労等の状況やその変化によらず柔軟に子どもを受入れることが出来る施設です。光市においても、既存施設の認定こども園への移行の意向を尊重しながら、教育・保育の一体的な運営の支援を進めることが必要です。また、新制度への参入主体に応じた支援や助言等を行っていくことも必要となります。

【学校での教育】

小学校及び中学校は、人間として必要な基本的な資質や学力を養うとともに、集団生活の中で、やさしさや協調性などの豊かな人間性、さらには、たくましく生きるための健康・体力づくりなど、子どもたちの育ちにとって重要な役割を担っています。本市では、総合学習やキャリア教育などを実施し、自ら考え、表現し、自分の意思で決める力などを育む特色ある教育を推進しています。

【子どもの安全対策】

子どもが安全に生活するには、道路や歩道の安全対策はもとより、学校施設や保育所など子どもが1日の長い時間を過ごす場の耐震化の促進などが必要です。本市では、学校施設の耐震化が平成26年度末に完了予定で、さらに安全性を高めるため、非構造部材の耐震化を図るとともに、保育所施設の耐震化も計画的に進めています。

また、子どもや家族がのびのびと安心して遊べる場所は、アンケートにおいても望む声が多く、児童遊園地等の遊具の整備や安全管理など、子どもの遊び場の充実が求められています。

イ 施策の方向性

- 幼児期の教育・保育の必要な量を確保するとともに、一時預かり事業、病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業など、多様なニーズに対応したきめ細やかな事業の提供、充実に努めます。

- 放課後児童健全育成事業（サンホーム）の対象学年の拡大に対応し、学校の放課後や休業日に保護者が勤務等で昼間に家庭にいない小学校児童の生活と遊びの場の確保に努めます。
- 幼児期の教育・保育を一体的に提供する認定こども園への移行希望がある施設への対応と支援を行います。
- 次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を育成することができるよう、学校の教育等の充実に努めます。
- 子どもや家族がのびのびと身近な場所で安心して遊べるよう、児童遊園地等が活用される取組みを進めます。
- 子どもの安全を確保するため、保育所や小中学校の耐震化を進めます。

○施策・事業の展開例

事業名	保育事業					
内 容	保護者の就労や疾病などの理由で、家庭において子どもを保育できない場合に保護者にかわって保育します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
	→					子ども家庭課

事業名	幼児期の教育の推進					
内 容	子どもの自発性や社会性、自立心、創造力などのめばえとなる豊かな経験が得られるよう、教育内容と指導方法の工夫・充実に努め、子どもの個性に応じた適切な教育を推進します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
	→					子ども家庭課・学校教育課

事業名	幼児期の教育と保育の一体的な提供体制					
内 容	幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する認定こども園への移行希望がある施設への対応と支援を行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
	→					子ども家庭課・学校教育課

事業名	延長保育					
内 容	就業形態の多様化に対応するため、開所時間を延長して子どもを保育します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
	→					子ども家庭課

事業名	幼稚園預かり保育事業及び幼稚園型一時預かり事業					
内 容	私立幼稚園において、教育課程に係る教育時間の終了後等に在園児を預かり、教育活動を行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
	→					子ども家庭課

事業名	一時預かり事業					
内 容	保護者の都合で保育ができない場合、一時的に子どもを保育します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課

事業名	休日保育					
内 容	日曜日や祝日に保護者が勤務などで、家庭における保育ができない子どもを保育します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課

事業名	病児・病後児保育					
内 容	病中または病後回復期のため集団保育や教育が困難で保護者の就労などにより家庭で保育を行うことができない家庭の児童を対象に、病院に併設された専用スペースで一時的に保育します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課

事業名	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）					
内 容	保護者の就労や疾病等で家庭における養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で子どもを預かります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課


事業名	ファミリー・サポート・センター					
内 容	仕事と子育ての両立しやすい環境を推進するため、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人がそれぞれ会員となり、地域で子育てを助け合う相互援助活動を推進します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課


事業名	放課後児童健全育成事業（サンホーム）					
内 容	保護者が就労等で昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、青少年の健全育成を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						文化・生涯学習課

事業名	総合学習推進					
内 容	外部講師や地域の関係団体等の協力を得て体験活動を行うなど、特色ある体験活動を通して、児童生徒が主体的に活動し、自ら考え、表現する力を育みます。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						学校教育課

事業名	小学校外国語活動支援事業					
内 容	小学校外国語活動の指導補助員を市内の小学校に派遣し、授業のサポートを行うことにより、外国語を楽しむ態度やコミュニケーション能力の育成を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						学校教育課

事業名	キャリア教育の推進					
内 容	夢や目標をもち、一人の社会人として自立できるよう、自分にふさわしい生き方を実現しようとする意欲・態度や人間関係をつくる力、将来を見通す力、情報を選択・活用する力、自分の意思で決める力などの能力を育成します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						学校教育課
事業名	小中学校図書指導員配置					
内 容	学校図書館の整理・本の補修をはじめ、本の検索、台帳の確認、新刊購入の相談、本の紹介等、学校における読書活動の支援を行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						教育総務課
事業名	子ども読書活動推進事業					
内 容	「第二次光市子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもが自主的に読書に親しめる環境の整備・充実、子どもが読書に親しむ機会の提供・充実、子どもと本をつなぐ人の育成・支援、子どもの読書活動における推進体制の確立を図り、子どもの読書活動を推進します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						図書館
事業名	子育て講座					
内 容	家庭の教育力の向上を図るため、就学時健診や参観日等、多くの保護者が集まる機会を活用して、家庭教育関連の学習の機会を提供します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						文化・生涯学習課
事業名	私学振興対策					
内 容	私立高校の施設備品購入等への補助及び施設整備のための借入金への利子補給などの助成を行うことにより、私学振興を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						教育総務課
事業名	保育所・幼稚園施設耐震化					
内 容	保育所・幼稚園施設の耐震化を促進し、園児の安全と安心を確保します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課
事業名	小中学校耐震化					
内 容	学校は、児童生徒の学習の場、生活の場、憩いの場であることから、安全・安心に過ごせる場づくりのため、学校施設（非構造部材）の耐震化を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						教育総務課
事業名	公立幼保施設の再編					
内 容	公立幼保施設のあり方に関する基本的な方針に基づき、再編について検討を進めます。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課

事業名	児童遊園地等の充実					
内 容	だれもが利用しやすく開かれた公園をめざし、児童遊園地等の管理・整備を行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						公園緑地課

事業名	子どもの遊び場安全確保					
内 容	遊具の点検、修繕を行うとともに、点検記録や修繕履歴などを管理し、児童遊園地における安全管理を進めます。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						公園緑地課

(2) 子どもと親の健康づくり

ア 現状と課題

【母子の健康管理】

妊娠は、出産という大きな喜びとともに、妊産婦にとっては体の変化や分娩、育児に対する不安を伴うなど、精神的にも大きな負担となります。アンケートにおいても、妊娠・出産では、様々な不安や悩みを持っていることが分かり、きめ細やかなサポート体制が重要となっています。

本市では、医師会や歯科医師会など関係機関との連携のもと、妊婦や乳幼児に対する健康診査や健康相談などの健康管理体制の充実を図るとともに、保健指導や母親教室等による正しい知識や情報提供など、総合的な母子保健活動を展開しています。

また、全国的に小児科医・産婦人科医の不足が問題となっている中、本市では、恵まれた産科・小児医療体制のもと、医師会等関係機関との連携により、妊娠・出産時からのきめ細やかな相談・指導の展開、さらには、子どもの事故防止に関する啓発など多様な取組みを進めています。

【食育の推進】

健康に暮らしていくには、食育はあらゆる世代において必要なものです。特に、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、親自身の生活習慣が子どもに大きな影響を与えることから、家庭への食育の普及が重要となります。

本市では、食のはじまりである母乳育児の推進から離乳食教室、保育所や幼稚園、学校など、子どもの成長に応じた食育の推進に努めるとともに、家庭や子ども自身への食育の意識の啓発に取り組んでいます。

【思春期保健】

思春期は、子どもから大人への移行期であり、身体的にも精神的にも成長していく大切な時期であると同時に、身体と心の成長とのギャップなどにより、様々な悩みに遭遇することが多い時期でもあります。

本市では、保健学習を中心として、性教育をはじめ、喫煙や薬物・飲酒の防止教育を行うとともに、思春期保健事業の一環として保護者に思春期おっぴい冊子を配布するなど、学校や関係機関との連携のもと、思春期における保健対策を展開しています。

イ 施策の方向性

- 子どもが健やかに生まれ育つため、妊婦や乳幼児の健康診査や保健指導など、妊娠期から乳幼児期にかけての切れ目のない支援を実施します。
- 親子の心身の健康増進と豊かな人間形成のため、食育子育て支援の充実を図り、各家庭における食育の取組みを推進します。
- 医師会や県・近隣の市町など関係機関との連携のもと、産科・小児医療及び小児救急医療の充実・確保に取り組む、安心して子育てができる環境を整えます。

- 教育機関との連携を進め、思春期の心の問題に対応するための相談体制や出前講座など思春期保健対策の充実に努めます。

○施策・事業の展開例

事業名	母子健康手帳の交付					
内 容	妊娠届時に妊産婦及び出生児の健康管理と成長が記録できる母子健康手帳の交付を行い、母子保健事業等について説明します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						健康増進課

事業名	母親教室・家族学級					
内 容	妊婦及びその家族が、妊娠から出産までに関する正しい知識を得るため、母親教室・家族学級を開催します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						健康増進課


事業名	特定妊婦訪問					
内 容	若年妊娠や妊婦健康診査未受診者等に対し、保健師が訪問し、保健指導を行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						健康増進課


事業名	妊婦健康診査					
内 容	妊婦の健康管理の向上を図るため、妊婦健康診査を実施します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						健康増進課


事業名	妊産婦・新生児・乳幼児訪問、未熟児訪問					
内 容	妊娠中の健康や新生児・乳幼児の発育・発達・生活環境・疾病予防等、子育てをする上で重要な事柄について保健師が家庭訪問し、適切な指導を行います。また未熟児に対しては、適切な養育指導を行い、発育を促します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						健康増進課


事業名	各種乳幼児健康診査					
内 容	乳児健康診査や幼児健康診査等を行い、子どもの成長発達や先天性疾患・発達障害・疾病の早期発見・早期治療、育児支援を進めます。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						健康増進課


事業名	のびのび教室					
内 容	幼児相談や幼児健康診査後に、要経過観察であった家庭に対し発達を支援していく教室を開き、幼児の発育・発達の促進や保護者への相談等を行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						健康増進課


事業名	各種予防接種					
内 容	乳幼児及び学童への予防接種を行い、感染症の予防や症状の軽減、病気の蔓延を防ぎます。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						健康増進課


事業名	乳幼児歯科保健					
内 容	むし歯予防を踏まえた食生活習慣の指導や個別歯みがき指導、幼児健康診査での歯科診察、保育所・幼稚園での歯科指導など、子どもの発達に応じた歯科保健事業を行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						健康増進課

事業名	乳幼児の事故防止啓発					
内 容	幼児期の子どもを育てる保護者を対象に事故実態調査を実施し、誤飲、転落・転倒、やけど等子どもの事故の予防のための啓発を進めます。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						健康増進課

事業名	乳児の適切な栄養指導、母乳育児推進					
内 容	乳児の栄養については、食育のはじまりとなるものであることから、母乳栄養の正しい知識の普及啓発を図るとともに、個々の母子の状態を踏まえ、母乳・人工栄養に関わらず、乳児に適切で愛情豊かな授乳ができるよう支援に努めます。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						健康増進課

事業名	周産期医療体制の充実					
内 容	地域医療機関や周産期母子医療センター等との連携を図り、安心・安全に妊娠・出産・育児期を過ごせるよう妊産婦や乳幼児の支援に努めます。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						健康増進課

事業名	小児救急医療体制の充実					
内 容	医師会等と連携し、小児救急医療体制の充実を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						健康増進課

事業名	食生活改善推進協議会					
内 容	食生活改善推進員は、若い世代からの健康教室や男性料理教室の開催、さらには、学校への食育やおっばいまつりへの協力などの活動を通して、望ましい食習慣の実践と定着を図り、食を通じた生涯にわたる健康づくりを目指します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						健康増進課

事業名	離乳食教室					
内 容	離乳食に関する正しい知識の啓発や育児相談・指導を実施することにより、保護者の育児能力の向上に努めます。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						健康増進課
事業名	食育子育て支援事業（幼稚園、保育所）					
内 容	乳幼児期に必要な「食」の知識普及、食体験を通じた親子のコミュニケーションを図るため、野菜の苗植えや親子クッキング、食育指導者向け研修会を開催します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課
事業名	チャイバビ食育事業					
内 容	食育をテーマとしたなかよし広場「親子クッキング」や野菜づくり、食育だより、食育絵本の提供など、子育て支援センター利用者への食育の関心を高めます。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課
事業名	学校における特色ある食育事業					
内 容	総合学習や給食の時間等での「食」に関する体験活動を通して「食」への関心を高め、望ましい食生活を育成します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						学校教育課
事業名	思春期保健					
内 容	小中高生への性教育の出前講座を行い、生命の大切さや正しい性知識を深めます。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						健康増進課
事業名	思春期のおっぱい冊子（おっぱい冊子の再掲）					
内 容	「思春期のおっぱい冊子」（思春期入口編、思春期まっただ中編）を配布し、思春期の子ども達の心と体の発達や性について、親子で話し合い、学ぶ機会を提供します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						健康増進課
事業名	防煙啓発					
内 容	小・中・高の児童生徒を対象に、たばこに関する正しい知識の普及啓発を行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						健康増進課

(3) 特に支援を必要とする子どもや家庭への支援

ア 現状と課題

【要保護児童等への支援】

近年、全国的に児童虐待が増加し、時には児童の生命に関わる事態に至るなど、深刻な社会問題のひとつとなっています。子どもの健全な育ちには、家庭の環境が最も重要ですが、全国的に家庭内暴力（DV）は後を絶たず、児童虐待へと直結し、子どもの精神に大きな悪影響を及ぼす問題です。また、学童期における不登校等への問題に対しても早期対応や適切な相談、指導が求められており、児童虐待防止とあわせて、早急な対応が求められています。

本市においては、児童虐待での重篤なケースは発生していないものの、保護者の養育能力の低下などに伴うネグレクトや愛着障害のある家庭が増加しています。児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応するためには、虐待に至る前の「気になるレベル」での支援を開始していくことが重要です。本市では、「要保護児童対策地域協議会」を中心として、特に発見の可能性が高い、幼稚園や保育所、学校、医療機関などとの連携を深め、未然防止を最優先として虐待の防止対策に努めています。今後は、関係機関はもとより、地域の人たちが小さな異変にも気付く取組みを進め、児童虐待の未然防止、早期発見、児童相談所との連携を含めた早期対応、さらに虐待を受けた子どもの保護・自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制が必要です。

【ひとり親家庭への支援】

近年、離婚などにより、ひとり親家庭は増加傾向となっています。ひとり親家庭の子どもたちは、親が帰宅するまでの間、子どもだけで過ごすこととなります。経済的な支援のみならず、子どもの視点からも、ひとり親家庭の親と子が安心して生活できるよう、子育てや生活に対する総合的な支援を行っていくことが求められています。

本市では、母子自立支援員を中心として、それぞれの家庭に応じた相談や助言を行い、就労支援など自立に向けた支援を実施するとともに、ひとり親家庭への経済的な支援を展開しています。

【障害のある子どもへの支援】

近年、自閉症、学習障害、注意欠陥・多動性障害等の発達障害を含む障害のある子どもが多くなっており、学校などにおける集団生活に適応できない子どもも少なくありません。こうした発達の遅れや障害のある子どもたちが健やかに成長していくためには、子どもへの支援に加えて、障害のある子どもや家庭を、社会全体で温かく見守り、支えていく環境の整備が重要となっています。

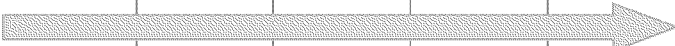
本市では、障害のある子どもへの支援に加えて、乳幼児健診をはじめ、保育所や幼稚園、学校等の連携のもと、乳幼児期からの早期発見による個別の相談やレスパイトサービスによる家族支援を行うとともに、小中学校へ光っ子教育サポーターを配置し、特別な配慮を要する児童生徒へ支援を行うなど、きめ細やかな支援に取り組んでいます。


イ 施策の方向性


- 要保護児童対策地域協議会を中心として、関係機関と連携を図り、虐待の早期発見、早期対応に努めます。
- 地域による見守り体制を整え、虐待の未然防止を図ります。
- ひとり親家庭が安定した生活を送れるよう、就業など自立に向けた支援や経済的な支援を実施します。
- 障害のある子どもが地域で安心して生活していくため、一人ひとりに応じた相談やサービス供給などきめ細やかな支援の充実を図ります。


○施策・事業の展開例


事業名	要保護児童対策地域協議会					
内 容	子ども虐待予防や早期発見・早期対応を目的として、関係者の意見交換や情報共有など連携体制を進めます。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課
事業名	児童虐待対策強化					
内 容	多様化する子育て家庭での問題や児童虐待に対応できるように、講演会や研修により、支援者等の専門性の高い知識・実務の習得を図るほか、虐待防止の啓発に努めます。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課
事業名	ひかり子育て見守りネットワークモデル事業（再掲）					
内 容	児童虐待の未然防止、早期発見や地域養育力の向上を目的とし、ひかり子育てサポーターや子育て支援コーディネーターの育成を行うなど、行政・地域・家庭が一体となった草の根的な子育て見守りネットワークを構築します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
事業名	相談体制の充実					
内 容	様々な相談に対応するため、母子保健部門や教育部門、児童相談所等との連携を進め、相談体制の充実を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課・健康増進課・学校教育課
事業名	DV等相談体制の充実					
内 容	配偶者からの暴力（DV）の根絶に向けた周知・啓発活動を進めるとともに、被害者に対する相談機能の充実を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						福祉総務課


事業名	スクールライフ支援員					
内 容	不登校や集団不適応児童生徒の社会的自立を図り、相談・適応指導を適切に行うためスクールライフ支援員を学校や家庭へ派遣します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						学校教育課


事業名	不登校未然防止事業					
内 容	不登校の兆候が現れた段階で、専門家等を交えたケース会議や社会福祉士の学校派遣を行い、不登校の未然防止、早期対応に努めます。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						学校教育課


事業名	心療カウンセラー派遣事業					
内 容	児童生徒の心の問題に関して「臨床心理士」を学校に派遣し、児童生徒の問題行動や不登校等の解決及び健全育成を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						学校教育課

事業名	母子寡婦福祉連合会					
内 容	母子寡婦家庭が相互に連携し、社会参加を促進するとともに、各種事業を通して、自立支援及び母子及び父子並びに寡婦家庭の福祉の向上を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課

事業名	母子家庭・父子家庭自立支援給付金					
内 容	就業に有利となる資格の取得などについて、給付金を支給し、就業支援を行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課

事業名	母子父子寡婦福祉資金貸付					
内 容	母子家庭の経済的自立・生活意欲の向上と児童福祉の増進を目的として、用途に応じた各種資金の貸付を行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課

事業名	ひとり親家庭新入学児童学用品給付					
内 容	ひとり親家庭の新入学児童にランドセルを給付します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課

事業名	児童扶養手当					
内 容	離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母又は父などに対し、生活の安定と自立の促進、児童福祉の向上を目的として児童扶養手当を支給します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課

事業名	新母子家庭見舞金					
内 容	死別により母子家庭となった義務教育修了前の児童を養育する保護者に見舞金を支給します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課

事業名	ひとり親家庭医療費助成					
内 容	ひとり親家庭への医療費を助成し、生活の安定と親子の福祉の向上を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課

事業名	母子生活支援施設入所					
内 容	子どもを養育している母子家庭などで、生活上の様々な問題を抱えた母子を保護するとともに、自立促進のために生活を支援します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課

事業名	助産施設入所					
内 容	入院助産を受けることが困難な妊産婦を助産施設に入所させ、経済的な負担を軽減することで母子保健の向上を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課

事業名	障害児保育・障害児教育					
内 容	障害児に対する集団保育等を市内保育所や幼稚園で行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課

事業名	心身障害児母子通園訓練（げんき教室）					
内 容	心身に障害またはその疑いのあるおおむね4歳未満の幼児が保護者とともに、集団の中で日常訓練や機能訓練など療育訓練を行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						福祉総務課

事業名	障害児通所支援					
内 容	児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業などを実施し、障害児の通所支援を行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						福祉総務課

事業名	障害児（者）家族サポート事業（レスパイトサービス）					
内 容	NPO法人と連携をとりながら、24時間体制で障害児を一時的に預かり、家族の負担軽減を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						福祉総務課

事業名	自立支援医療（育成医療）					
内 容	身体に障害のある児童または将来障害を残すと認められる疾患がある児童が、その障害を除去・軽減する効果が期待できる手術等の治療を行う場合の医療費を助成します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						福祉総務課

事業名	光市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成					
内 容	軽度・中等度難聴児の言語能力の健全な発達を支援するため、補聴器の購入、更新、又は修理に係る費用を助成することで、補聴器の早期導入を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						福祉総務課

事業名	光市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付					
内 容	小児慢性特定疾患児の生活の便宜を図るため、日常生活において必要となる用具を給付します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						福祉総務課

事業名	児童福祉手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当					
内 容	精神又は身体に障害のある児童（20歳未満）の保護者等に各種手当を支給することで、これらの児童の福祉の向上を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						福祉総務課

事業名	光っ子教育サポート事業					
内 容	光っ子サポーターを小・中学校に派遣し、特別な配慮を要する児童生徒へのきめ細かな支援を行うことにより、該当児童生徒及び学級の安定化を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						学校教育課

事業名	通級指導教室					
内 容	小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、「自立活動」及び「各教科の補充指導」等個別の支援を通級指導教室で行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						学校教育課

事業名	ことばの教室					
内 容	ことばや人との関わり方に課題がある幼児を専門的に指導・援助し、幼児の健全な成長発達を促進します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						学校教育課

事業名	特別支援教育推進事業					
内 容	光っ子コーディネーターを配置するとともに、就学相談員による就学相談会を実施し、市内の特別支援教育体制の充実を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						学校教育課

(4) 子育て家庭への経済的支援

ア 現状と課題

子育て家庭は、養育費や医療費など子育てにかかる経済的負担が大きく、子育て家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長のため、経済的負担の軽減が求められています。

アンケート結果においても、各種手当や医療費助成の充実といった経済的支援を望む声も多く、また、育てたい理想の子どもの人数に対して現実に育てられる子どもの人数を少なく回答した保護者の理由としては、育児にかかる費用が最も多く挙げられています。





本市では、児童手当などの支給や、乳幼児医療費助成制度の拡充として、小学校1年生から高等学校修了前の児童（満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者）の入院医療費の助成を行う子ども医療費助成制度を実施したほか、保育所や幼稚園に同時入所している第2子以降の保育料を無料化するなど、本市独自の取組みも行い、幅広い支援を展開しています。

イ 施策の方向性

- 児童手当をはじめとする各種手当に加えて、医療費の助成、保育料等の軽減や就園・就学に対する支援など幅広く経済的支援を実施します。子育て家庭への経済的な支援のあり方について、国や県の制度との整合をはかりながら検討を進めます。

○施策・事業の展開例

事業名	各種手当の支給					
内容	児童を養育している保護者に児童手当、児童扶養手当等を支給し、子育て家庭における生活の安定や児童の健全育成を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担当
						子ども家庭課・福祉総務課
事業名	保育料の軽減、就園奨励費補助					
内容	保育所や幼稚園等の保育料等について、世帯の所得に応じた軽減や、多子世帯への軽減を行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担当
						子ども家庭課
事業名	乳幼児医療費助成					
内容	0歳から小学校就学前児童の医療費を助成することにより、保護者の経済的な負担の軽減や乳幼児の健やかな育成を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担当
						子ども家庭課
事業名	子ども医療費助成					
内容	小学校1年生から高校卒業の年齢までの児童の入院に係る医療費を助成することにより、子どもの医療分野におけるセーフティネットを構築します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担当
						子ども家庭課

事業名	不妊・不育症治療費助成					
内 容	子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、不妊治療又は不育症治療を受けている夫婦に対して、当該治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						健康増進課
事業名	未熟児養育医療費給付					
内 容	入院養育を必要とする未熟児に対して、治療に要する医療費を助成します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						子ども家庭課
事業名	就学援助・特別支援教育就学奨励費					
内 容	就学困難な児童又は生徒の保護者に対し必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施を推進します。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						教育総務課
事業名	奨学金貸付					
内 容	向学心に富み、有能な資質を持つにもかかわらず、経済的理由により就学が困難な者に学資の貸付を行います。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	担 当
						教育総務課

第5章 子ども・子育て支援法に定める事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 区域設定の考え方

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して設定します。また、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定します。

現代は、自家用車を所有し、使用することが通常であり、私立幼稚園においては、通園バスにより、市内広域で利用されています。また、保護者の就労などにより、自宅近くの教育・保育施設等ではなく、通勤経路や勤務地近くを利用する場合があります。これらのことから「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」は、広く捉えることができます。また、現在の教育・保育施設の配置で市内の教育・保育の需要を補えており、年少人口の減少が見込まれる中、今後も今ある教育・保育施設を有効に活用し、市内全体で需要を満たしていくこととなります。

(2) 区域の設定

区域設定の考え方や光市は面積においてコンパクトなまちであることを総合的に勘案し、本計画における提供区域設定は、下記のとおりとします。

ア 教育・保育提供区域

市域全体の1区域とする。

イ 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

教育・保育事業の提供区域と合わせ、市内全域を提供区域の基本とする。

2 幼児期の教育・保育の事業計画

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえ、適切な量の教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況等を考慮し、認定区分ごとに教育・保育の量の見込みを定めます。

また、保護者の選択に基づき、多様な施設等から教育・保育を受けられるような提供体制の確保が必要です。柔軟に子どもを受け入れるための体制が確保されるよう、教育・保育の提供体制を定めます。教育・保育の提供体制は、教育・保育施設等に係る教育・保育の提供体制の確保内容とその実施時期を定めます。

※表内の量の見込み等の数値は、精査等により、今後変更する場合があります。

【認定区分】

区 分	年齢	保育の必要性	利用施設・事業
1号認定	満3歳以上	保育の必要性あり	幼稚園、認定こども園
2号認定			保育所、認定こども園 ※幼稚園利用も可能
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、 地域型保育事業

【教育・保育の確保内容（施設及び事業）】

区 分	利用施設・事業
特定教育・保育施設	施設型給付を受ける教育・保育施設 ①幼稚園 ②保育所 ③認定子ども園
確認を受けない幼稚園	施設型給付を受けない幼稚園 ※現行制度を継続する幼稚園
特定地域型保育事業	地域型保育給付を受ける地域型保育事業

【量の見込みと提供体制】

(単位：人)

		平成 27 年度				平成 28 年度			
		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
		満 3 歳以上		満 1, 2 歳	0 歳	満 3 歳以上		満 1, 2 歳	0 歳
①量の見込み		419	772	347	94	406	748	349	91
②確保 の内容	特定教育・保育施設		774	347	94		772	349	94
	確認を受けない幼稚園	425	46			425	45		
	特定地域型保育事業								
	合計	425	820	347	94	425	817	349	94
②-①		6	48	0	0	19	69	0	3

		平成 29 年度				平成 30 年度			
		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
		満 3 歳以上		満 1, 2 歳	0 歳	満 3 歳以上		満 1, 2 歳	0 歳
①量の見込み		407	749	339	88	410	754	329	85
②確保 の内容	特定教育・保育施設		772	349	94		772	349	94
	確認を受けない幼稚園	425	45			425	45		
	特定地域型保育事業								
	合計	425	817	349	94	425	817	349	94
②-①		18	68	10	6	15	63	20	9

		平成 31 年度			
		1 号	2 号	3 号	
		満 3 歳以上		満 1, 2 歳	0 歳
①量の見込み		406	748	318	82
②確保 の内容	特定教育・保育施設		772	349	94
	確認を受けない幼稚園	425	45		
	特定地域型保育事業				
	合計	425	817	349	94
②-①		19	69	31	12

3 地域子ども・子育て支援事業の事業計画

子育て支援事業等の利用状況や利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえ、適切な量の地域子ども・子育て支援事業の提供が行えるよう、事業ごとに量の見込みを定め、確保内容とその実施時期を定めます。

※表内の量の見込み等の数値は、精査等により、今後変更する場合があります。

(1) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用に関する情報集約と情報提供を行うとともに、子どもや保護者からの利用にあたっての相談に応じ、子育て家庭が教育・保育施設や子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、必要な情報提供や助言をし、関係機関との連絡調整など、総合的な利用者支援を行います。

【量の見込みと提供体制】

(単位：箇所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	子ども家庭課窓口	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

子育て支援の拠点として、子育て中の親子の相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供や子育てサークル支援などを行います。あいぱーく光のチャイベビステーションを中心に実施するほか、幼稚園や保育所等の身近な場所での支援を実施します。

【量の見込みと提供体制】

(単位：人回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	15,456	15,314	14,726	14,108	13,515
②確保の内容	チャイベビステーション	12,150	12,150	12,150	12,150
	その他	3,306	3,164	2,576	1,958
	合計	15,456	15,314	14,726	14,108
②-①	0	0	0	0	0

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持と増進のため、妊娠中の14回の健康診査について公費補助を行い、経済的負担軽減を図ることで、安心して妊娠・出産できる環境を整えます。

【量の見込みと提供体制】

(単位：人、回)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		393 5,109	382 4,966	369 4,797	357 4,641	346 4,498
②確保の内容	医療機関等 で健診	393 5,109	382 4,966	369 4,797	357 4,641	346 4,498
②-①		0	0	0	0	0

※各欄内の数値は、上段：対象者数、下段：健診回数

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭に母子保健推進員や保健師が訪問し、育児についての適切な情報提供や相談、見守りを行うことにより、保護者の育児不安等の軽減を図り、母子の健康の保持・増進を図ります。

【量の見込みと提供体制】

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		374	363	351	340	329
②確保の内容	母子保健推進員や保健師の訪問	374	363	351	340	329
②-①		0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業、その他要保護児童等の支援に資する事業

子育てに対し不安や孤立感等を抱える家庭や虐待の恐れがある家庭など、支援が必要とされる家庭に対し保健師や助産師、臨床心理士等が訪問し、適切な支援をします。また、要保護児童対策地域協議会の機能強化のため、関係機関の連携や専門性の強化を図り、要保護児童等への適切な支援が行えるように努めます。

【量の見込みと提供体制】

(単位：件)

養育支援訪問		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		84	82	80	78	75
②確保の内容	保健師や助産師、臨床心理士等の訪問	84	82	80	78	75
②-①		0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等の事由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。短期入所生活援助（ショートステイ）と夜間養護等事業（トワイライトステイ）を実施します。

【量の見込みと提供体制】

(単位：人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		30	29	29	29	28
②確保の内容	児童養護施設	30	29	29	29	28
②-①		0	0	0	0	0

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施し、地域で子育てを助け合う相互援助活動を推進し、仕事と子育ての両立しやすい環境を整えます。

【量の見込みと提供体制】

(単位：人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	乳幼児預かり	66	64	64	63	62
	小学生預かり	206	203	197	193	189
	送迎等	124	122	119	117	115
	合計	396	389	380	373	366
②確保の内容	協力会員	396	389	380	373	366
②-①		0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

保護者の都合により家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児を教育・保育施設で一時的に預かり（一般型）、必要な保育を提供します。また、幼稚園の在園児を対象とした、教育時間終了後や長期休業中の預かりに対応する一時預かり（幼稚園型）を実施します。

【量の見込みと提供体制】

(単位：人日)

一般型		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		2,479	2,464	2,391	2,311	2,234
②確保の内容	教育・保育施設	2,479	2,464	2,391	2,311	2,234
②-①		0	0	0	0	0

【量の見込みと提供体制】

(単位：人日)

幼稚園型		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1号認定	2,823	2,735	2,737	2,758	2,735
	2号認定	10,846	10,507	10,516	10,596	10,507
	合計	13,669	13,242	13,253	13,354	13,242
②確保の内容	幼稚園等	13,669	13,242	13,253	13,354	13,242
②-①		0	0	0	0	0

※2号認定は、保育認定が受けられる子どもで、幼稚園等を希望して入園する子どもです。

※幼稚園在園児対象の確保内容は、一時預かり事業での対応のほか、幼稚園独自で実施している預かり保育による対応分も含まれます。

(9) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育認定を受けた子どもについて、保育所等の開所時間（7時から18時）を超えて子どもを保育します。保育所等によって延長時間は異なりますが、1時間から2時間の延長を実施します。

【量の見込みと提供体制】

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		443	434	430	427	419
②確保の内容	保育所等	443	434	430	427	419
②-①		0	0	0	0	0

(10) 病児・病後児保育事業

子どもが病中または病気回復期のため、集団保育が困難な場合で、保護者が就労等により日中の保育ができないときに、病児・病後児保育の専用施設で看護師や保育士が一時的に保育します。

【量の見込みと提供体制】

(単位：人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		722	709	697	685	674
②確保の内容	専用施設	722	709	697	685	674
②-①		0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業（サンホーム）

保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、指導員の下、子どもの適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全育成を図ります。平成26年度までは、小学校3年生までを対象としていましたが、児童福祉法の改正により、小学校6年生まで対象学年が拡大されました。対象学年拡大に伴う需要量については、実施する場所を確保し、量の増加に対応する必要があることから、今後の利用状況を見ながら検討を行います。

【量の見込みと提供体制】

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の 見込み	小学校1 ～3年生	364	366	350	328	321
	小学校4 ～6年生	86	84	83	83	83
	合計	450	450	433	411	404
②確保 の内容	小学校1 ～3年生	411	414	409	401	393
	小学校4 ～6年生	50	47	52	60	68
	合計	461	461	461	461	461
②-①		11	11	28	50	57

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。対象者数や実際に負担する実費徴収の額等を調査し、事業の効果等を勘案した上で、事業実施について検討していきます。

(13) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。新規参入施設等があった場合に、支援チームを設け、新規施設等に対する実地支援、相談、助言などを行います。新規参入が見込まれた場合に、参入者の施設等経営実績等から事業実施の必要性を総合的に検討します。

4 幼児期の教育・保育の一体的提供及び体制の確保

(1) 教育・保育の一体的な提供の推進

幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進は、子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援新制度において、国が進める施策のひとつです。認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等やその変化等によらず柔軟に子どもを受入れることが出来る施設であり、教育・保育を一体的に提供する施設として、既存の幼稚園や保育所からの移行が促進されるものです。

光市においては、幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであることを念頭に、保護者の就労支援の観点だけではなく、子どもの最善の利益を第一に考え、現在の幼稚園や保育所が提供している教育・保育の質を維持又はさらに向上させることや施設における地域の子育て支援の実施を踏まえ、既存施設の意向を尊重しながら、教育・保育の一体的な運営の支援を進めます。

(2) 幼稚園及び保育所と小学校、中学校との連携の推進

子どもの発達、成長の段階に応じて、様々な支援が必要になり、その支援は、妊娠・出産期から切れ目なく続くものです。質の高い支援を行うためには、教育・保育施設等の子ども・子育て支援を行う者同士相互の連携が必要であるとともに、幼稚園及び保育所等と小学校等の連携、また、小学校と中学校との連携についても重要です。

光市では、連携・協働教育を推進しており、連続性・発展性のある教育実践及び接続期の充実に視点を置き、光市連携・協働教育推進協議会において市の推進方針を協議するとともに、幼保小連携教育研修会や小中連絡協議会等の組織を充実・改善しながら、幼保小及び小中の連携を図っていきます。

5 産後の休業・育児休業後の施設等の円滑な利用の確保

小学校就学前の子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、利用希望把握調査（ニーズ調査）の結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを基に、計画的に教育・保育等の提供を行います。特に、0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、産後休業及び育児

休業から保育へと切れ目のないサービスを実施するためにも、育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるよう、保育所や幼稚園等の既存の社会資源を活用するなど環境の整備に努めていきます。

6 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県施策との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止には、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するなど、虐待の早期発見、早期対応が重要です。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、早期に児童相談所の介入を求めることが重要であり、このための関係機関との連携強化が不可欠となります。

ア 関係機関との連携及び相談体制の強化

虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、地域の関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により支援を行う要保護児童対策地域協議会の取組みの強化が必要です。そのため、協議会には、市の児童福祉や母子保健等の担当、児童相談所、児童委員、学校、医療機関など幅広い関係者の参加を得るとともに、協議会の効果的な運営や虐待相談対応における組織的な対応と適切なアセスメント能力を身につけるため、研修会への参加等を通じ職員の専門性を高め、体制強化及び資質の向上を図ります。また、児童相談所の専門性や権限を要する場合には、早期に児童相談所に適切に援助を求めるほか、県と相互に協力して、児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証を行うなど、これらの取組みを通じ、県との連携強化を図ります。

また、子ども・子育て支援を推進するに際しては、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等、児童家庭支援センターや母子生活支援施設の活用等、社会的養護の地域資源を地域の子ども・子育て支援に活用するため、これらの施設と連携を図っていきます。

イ 未然防止、早期発見、早期対応等

虐待の未然防止のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。また、市行政内部が緊密な連携を図るとともに、施設や医療機関など関係機関と効果的に情報の提供及び共有を行うための連携体制の構築を図るとともに、地域での見守り体制を整えていきます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、子育て短期支援事業、保育などの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本

方針及びこれに則して県が策定する自立促進計画の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策などの総合的な自立支援を推進します。

(3) 障害児施策の充実等

障害の原因となる疾病や事故の予防、早期発見及び治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等の実施を推進することが必要です。

また、障害等により特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障害等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組みを推進するとともに、地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通して障害等による特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実に努めることが必要です。

さらに、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）等の発達障害を含む障害のある子どもには、障害の状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立し、社会参加をするために必要な力を養うため、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに、専門家等の協力も得ながら一人一人の希望に応じた適切な支援等を行う必要があります。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの適切な相談を受けることができるよう、本人や保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容やその後の円滑な支援につなげていくことが重要です。また、本人と保護者、市、教育委員会、学校等が、教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制による合意形成を図ることが求められます。

特に発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知も必要であり、さらに家族が適切な子育てを行えるよう家族への支援を行うなど、関係機関との連携を密にしながら、支援体制を整備することが必要です。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、障害等により特別な支援が必要な子どもの受入れを推進するとともに、受入れに当たっては、各関係機関との連携を図ることが必要です。

7 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」や「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使を始め国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会

は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取り組みの共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要となります。

(1) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを問題提起していきます。

(2) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。また、育児休業等制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

第6章 計画の推進体制

1 計画内容の市民への周知

光市のすべての人が、子育てと子育て支援の重要性を認識し、これらの取組みを継続していくことが重要です。そのため、本計画は、関係機関等への配布や関係各所での配架、また概要版の作成やホームページ等での内容公表・紹介などに努めます。

2 関係機関等との連携

子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育など多岐の分野に渡ります。このため市内関係機関等との連携を図りながら、協働に基づく子育て支援に努めます。また、国や県、他市町とも連携して、施策の推進にあたります。

3 計画の進行管理

本計画は、計画に基づく取組みの達成状況を継続的に把握・評価し、その結果を踏まえた計画の改善を図るといったPDCAサイクルによる適切な進行管理を行っていきます。

このため、計画内容の審議にあたった「光市子ども・子育て審議会」が、今後、毎年度の進捗状況の把握・点検を行い、適時、取組みの見直しを行っていきます。